

第九十三回国会 逓信委員會議録 第四号

昭和五十五年十月二十三日(木曜日)

午後一時十二分開議

出席委員

委員長 佐藤 守良君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 伊藤宗一郎君

郵便法等の一部を改正する法律案を議題といたします。鳥居一雄君。

○鳥居委員 郵便法の一部を改正する法律案について御質問をしたいと思います。

今回のこの法案の大幅な引き上げ、そして消費者物価指数をどういうふうにするか、寄与率で〇・四〇と説明されてまいりました。これは十月一日から実施とした場合の数字が〇・四〇で、もつと違う数字が出てくるはずだと思ふのです。それから、公共料金の、しかも重要な独占度の非常に高い、これは国鉄あるいはたばこの場合とは全く違つていゝゆる信書の送達というものは独占で、その公共料金の大幅な引き上げ、それに伴います心理的な波及効果、便乗値上げ、こういうのが全くない数字がはじき出されてくるわけですから、この点どういふふうに数字を改められるのか。十月一日実施とした場合の数字が〇・四〇であつたはずで、それから、波及効果、便乗値上げ、これを加味してどういふふうになるか。

○鳥居委員 〇・四〇と申しますのは、先ず生ずるに過ぎないもので、十月一日から、御提案申し上げておられるような、あるいはまた省令等で考へておられます料金値上げをした場合に消費者物価に与える影響といたしましては、おのづから、たゞだま先生おっしゃつておられるように、心理的な影響あるいはそれを引き金にして便乗値上げが可能であるものではなからうか、そういう値上げによる連関作用というふうなものを考へてみるならば、その数字は一体どうなるだらうかという御趣意だろふと思ひますが、私どもといたしまして、そういうものが数字に具体的にどうなるかという点につ

いては、はじいておられるものはないわけでございます。私たちがいたしまして、今回御提案を申し上げておられる料金値上げの心理的な影響を少しでも抑制するといふことと、郵政審議会の答申としましては七月からといふ御提案もいたしたいわけですが、十月に繰り下げをするとか、あるいははがきの四十円という値上げに向けて、なかなか一つのステップといふことで、ある期間三十円にするとか、あるいは郵便書簡を五十円にとどめるといふような心理的なものへの配慮もいつ御提案を申し上げておられるわけでございます。抽象的といひますが、いろいろ考へますと、数字によつて表現されているもの、例えばアルファといふものがあるのじやないかといふ御議論は御議論としてわれわれ受けとめるわけでございますが、ではそういうものが数字で具体的にどうなるかといふ点については、われわれ持ち合わせないわけでございます。

○鳥居委員 これは重大問題だと思ふのです。恐らくこの波及効果、便乗値上げを含めて考えれば数倍になるに違ひないです。はつきりとその数字で出てくるはずで、制度を法定の対象から外す、これは緩和どころか除外です。

それで、これまでの過去の値上げの足跡をいろいろたどつてみますと、第二種、はがきについて五回私たちの記憶にあるのでございます。昭和二十六年に五円になりました。そしてそれが四十一年に七円、四十七年に十円、五十一年に二十円。この値上げの足跡を見ると、五円の期間が十五年続いたわけですよ。四十一年に改定しまして七円になつて、この七円の時代が六年続きました。それから四十七年になつて七円が十円になつて四年続いて、そして今日を迎えている。この値上げの傾向を見ますと、二十六年以来、十五年、六

年、四年、そして今回の値上り、向こう三年はもちろんだといふ答弁です。等差級数的に急激に縮まつておられるのです。しかも、このところ三回の値上り、十円が二十円になり、二十円が四十円になつたといふ倍々ゲームです。五円が七円、七円が十円といふ小幅の値上りとは違ふので

す。このままの経営状態ではどうしようもない事態、つまり毎年値上げをしなければならぬ事態がもう目の前にやつてきた、法定制はどうしても外さなければ郵政省としては郵便事業はやつていけない、そういう腹づもりが今回の法案じやないのですか。そういう意味で、法定制を撤廃する、これは断じて認めるわけにいかない内容です。大臣どうですか。

○山内国務大臣 過去の値上げの経緯、こういうものいろいろ検討してまいりましたけれども、郵政審議会あるいは公企法等基本問題会議といふようなところからいろいろ御提言があるわけでございます。それで、その御提言の中で、料金を適時適切にひとつ確保するようにしない、郵政審議会でも二回御提言を受けておりますし、公企体の方でも受けておられるわけですから、従来の経緯も考へてみますと、やはり適時適切にこれをやるようにする方がかえつて一般の方に対して影響を与えることが少ないのではなからうかという見地から、今回の法律の改正をお願いしておりますけれども、郵政省が郵政審議会にただかける程度でやるといふことは、私はやはり大変な問題がある、こういう認識は持っているわけでございます。

(委員長退席、畑委員長代理着席)

したがつて、改正案の中でござんいただきますように、いろいろ条件が付されております。その中でも特に値上げの幅につきましては、物価等の変動率以上にするとはまかりならない。しかも

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

変動率いっばい持っていきましても、物によりま
す値上げによってその数量が減っているものも
あるわけですね。したがって、そういう点は十分
に勘案をいたしまして今回の料金の改定をお願い
しているのをごいまして、今後はそういう弾力
化によってひとつお願いしたい、そういう根
拠から改正案というものを御提案申し上げてい
る次第でございます。

○鳥居委員 私、単純に割り出した〇・四、
この数字に大変疑問を持ちます。それで、その波
及効果、便乗値上げについてどういふふうに評価
しているのか、これをいま郵政当局にただしたわ
けですが、確たる答弁がありません。また、これ
までの値上げの足跡は、等差級数的に毎年の値上
がりをもってするしか郵便事業を続けることがで
きないという現状であることがわかったわけだ
す。つまり、物価に与える影響が非常に強大です。
ぜひとも物特との連合審査を実現できる方向で、
ひとつ御協議をぜひお願いしたいと思ひます。

次に、この累積赤字、二千億をはるかに超えて
おるわけでありまして、単年度で取り上げてみて、
いろいろ分析ができるだろうと思うのですが、お
しなべて、郵便事業の赤字というのは、収支を改
善させるためには一体どうすればいいの、お答
えいただきたい。

○鳥居政府委員 お答え申し上げます。

赤字の原因というのをまず考えてみたいわけ
でございますが、赤字の原因というのは郵便物の収
入よりか郵便を運営する経費の方がより大きく伸
びておる、その格差が抽象的に申しますと赤字に
なるわけでございます。とりわけ昨今の趨勢から
いたしますと、人件費の伸びが大きかった、しか
もその人件費の全経費に占める割合というのは、
何度も申し上げているわけでございますが、人件
費及び人件費的な経費を含めると約九割になる
という、そのインパクトが赤字の大きな原因に
なっているということを申し上げたいわけござ
います。

そういう赤字の原因を考えて対策に及ぶとい

うのが一般的でございますが、収入をふやすとい
うことが、まず大きいと思ひます。そのためには、
時代に即応した、あるいはまた国民の皆様方の
ニーズに応じたサービス、そしてそのサービスを
絶えず見直しながらやっていくという姿勢、それ
から郵便というものの信頼感というのは何として
も大切でございますので、業務の正常運行、それ
からいまいつは、私たちの働きかけの姿勢という
ことで、親方日の丸、郵便というものは出して
くれるものを処理すればいいのだということにな
くて、積極的に郵便というものを販売するという
姿勢も必要だろう、そういうことで、より大きな
収入を絶えず目指しながら仕事をすること、こ
れが必要だと思ひます。それからいまいつは、
当然のことでございますが、経費を少しでも抑制
する施策を講ずるということが必要になってまい
ります。そのためには、これまで抽象的な言い方
でございまして、郵政事業の効率化、合理化
化というものを絶えず考えながら実践に移してい
くというようなことがこの収支を改善する。それ
からもう一つ、これは私として言わしていただいた
わけでございますが、適時適切な郵便収入とい
うものの増を図り得る体制、つまり法定制緩和と
いうことを申し上げておきたいと思ひわけござ
います。

○鳥居委員 おっしゃるとおりなんです。合理
化、効率化、これがまず第一。取り扱ひの通数を
ふやすのだ、収入を上げるのだ、これが第二。そ
うして第三に受益者の負担をふやすのだ。一番安
直な、一番軽い選択を今回されたんじゃないです
か。私は、この取り扱い通数をふやしていくのだ
ということ、合理化、省力化、これは十分国民
が納得できるような利用者が納得できるような、
そういう努力の積み上げがあつて初めて受益者側
がこれを理解するのであると思ひます。

いま指摘しました十五年、六年、四年そして三
年、毎年と、これは、経営上の努力、通数をふや
すために一体どういふふうにしたらいのか、そ
ういふ成果のあらわれてない数字ではないです

か。据え置き期間が十五年あつた、その次は六年
あつた、その次は四年あつた。四年が三年になり、
今度は一年です。恐らくこのままのペースで
行けば、収支を改善していくためには毎年になる
でしょう。そんなかつこうで受益者に負担をさせ
ていく、国民に負担をかぶせていく、一番安直な
行き方だと思ひます。

だから、いまはからずもこの三つ、これだと答
えられたあと二つの点、合理化、効率化、通数を
ふやす、これは今後どういふふうによつていくの
ですか。

○鳥居政府委員 まず、郵便物数をふやす、そ
うしてそれを通じて収入を増加させるということに
つきましては、私たち、新しい営業的な感覚で臨
むという基本姿勢が一番強調されなければならな
いと思ひます。そういうことで、私たちの組織
の中にも営業課というふうなものをつくりまし
て、文字どおり、郵便というものの一つの重要な
性格は販売である、販売のための営業というもの
が必要だというふうな組織と、それによる職員
の営業的なマインドというものを徹底させるとい
うことを講じてまいりました。そして今後ともそ
ういった線上における施策をさらにふやしてまい
りたい、こういうふうと思ひます。

それから、これはまた先生御案内のところござ
います。郵便というものは個人と事業所という
ものからの差し出しの割合というものが二対八であ
るということ、大口利用者対策ということ、全
国に一人を越えるコンサルタントというものを
実行上こちらの方で指名をいたしまして、大口利
用者の利用促進というものの体制を講じていると
ころでございます。それから、個人ということ
量的に少ないわけでございますけれども何とい
つてもやはり郵便をふやす基盤というものは個人
通信にも置かなくてはならないということ、こ
れまた非常に大切にしなくてはならないと思ひま
す。そういうことで、手紙を書く土壌をいろいろ
な施策を通じてつくらなければならぬ。そ
ういふ習性を身につけるような施策も必要だとい

とで、いろいろの行事で手紙を書いていただく
という働きかけも進めてまいりましたし、今後と
も進めるつもりでございます。それから、今度の
法案で御審議をお願いしている観点から申し上げ
ますが、これはいろいろ御議論があるかと思ひ
ますが、私どもの気持ちとしては、広告郵
便物あるいは官製の絵はがきというふうなこ
も、もちろんお客様の利便を図るということが第
一義的な、制度的な趣旨でございますけれども、
そういうことを通じまして郵便物をさらに出す空
気があるいはまた手だてを高め講じていきたい
という気持ちでございます。

以上が郵便物数をふやすあるいはそれに伴う収
入を高めるという観点からのおおよその概要で
ございます。

合理化、効率化という問題につきましては、ま
ず機械化ということいろいろと、郵便番号の自
動読取、区分機を配備してまいりました。大局に
おける大型の番号読み取り機は大体配備完了とい
うのが現状でございますが、今後さらに、もう少し
小さな郵便局に同様の効果をねらえる自動読取
区分機を配備していく、大体五年程度で配備を
していきたいというふうなことでございまして、
それから、作業能率を高めるというふうなことから
郵便局の搬送設備というふうなものにも改善を、
あるいはまた新しい機械も取り入れてまいりまし
た。それから、今後の開発ということでもパーコ
ード方式というものの省力化ということございま
すとか、音声入力装置の区分装置というふうな
ものも考えているところでございまして、これが大
体機械化ということでございます。それから効率化
というふうな観点、さらにまた転力化という観点
で、小包の請負配達でございますとかあるいは団
地配達の主婦労働力の活用でございますとか、あ
るいは集配面においては集合受け箱の勧奨をし
て、御理解をいただきながら、それを通じて効率
的な配達作業を考へるということでございます
とか、ともかく物数をふやしながらそれを処理する
経費を少しでも抑制するというところで一層の、

懸命の努力をしていく所存でございます。

○鳥居委員 収支を改善させるために赤字の原因を分析しなければならぬと思うのです。この赤字の原因は物件費だ、人件費だという縦の分析しか説明されないわけですね。つまりいま郵便事業の中で商品として一種、二種、三種あるのは四種、そしてこの人件費が赤字だ赤字だという言い方は、まるで何もやっていないでいて赤字でさきも悪いという印象ですよ。もっと違うんじゃないですか。つまり品目別に見て収支のぐあいは一体どうなっているのか、この分析はありますか。単年度で五十四年度を取り上げてそれぞれの部門で業種別にどうなっているのか、簡単に御説明願いたい。——御答弁だけではないようですから申し上げますが、これは郵政省から提出いただいた資料です。これを見ますと、通常郵便の二種、五十四年度で六百十三億円の赤字、三種二百八十三億円の赤字、第四種十四億円の赤字、小包四百九十一億円の赤字、合計一千四百一億円の赤字、これが郵便事業の中の赤字の元凶です。寄与率をそれぞれ見てみます。赤字にどのくらい貢献しておるのか、一番大きいのが第二種四三・七%、その次が小包郵便三五・〇%、それから三種の二〇・二%、四種の一・一%、こういう赤字の現状。これに對しまして赤字はどうなっているかという、黒字の方を見ますと、第一種定形あるいは定形外七百五十八億円の黒字で七八・七%、そのほか特殊扱いが二百五億円の黒字で二一・三%。つまりこの第一種と特殊扱いの黒字九百六十三億円が先ほど申しました二種、三種、四種、小包、この赤字を埋めているわけですが、なお赤字がそのままだ。埋めてなお残る。こういう現状をどういうふうにお考えになりますか。

○澤田政府委員 お答え申し上げます。

小包の赤字を他の分野でカバーしているということについてどう考えるかというお尋ねでございます。確かに先生御指摘ございましたように、原価から見まして小包については赤字が出ておるということでございまして、その部分を第一種あるいは特殊、通常、こういうものでカバーしておるというのが現状でございます。郵便料金の設定に当たりましては、ただ原価だけをもってこれを設定をするということでもございせん。個別の料金算定に当たりましては、公共性あるいは種類別のバランスと申しましようか、個々の郵便種類別のバランス、こういったようなもの、あるいは小包等につきましては他との競争力、こういったものを加味しながら決定をしなければならぬということでございますし、また郵便事業全体の費用というものは郵便料金収入でこれを賄うということが郵便法で書いてございまして、またまえてございまして、そういった範囲の中でいま申し上げたような個別の料金について考え方というものを盛り込みながら決定をしていくということ、ただいまのところそういう状態、今回の料金改定に当たりましても設定をいたしました、こういうことでございまして。

○鳥居委員 それは個別にそれぞれの特徴があり、こういう種別に商品があるわけですから、そして収支率が非常に悪い部門、比較的にいい部門——悪い部門の改善をどうするかという、そういう着眼がないのですか。小包についてはまた改めて別個取り上げたいと思うのですが、そういう発想に立たない限り、やはりお役所仕事と言われて仕方ないじゃないですか。

次に、郵便物の量を調べてみました。取り扱ひの郵便物数について見ると世界第三位、一番最近の統計ですが、第一位がアメリカの八百八十八億通、ソ連の四百九十九億通、第三位日本百三十億通。しかし、年間一人当たりという条件で見ると、スイス、アメリカの四分の一です。一年間に一人が受け、発する日本における通数百十五、アメリカにおいてはこれが四百二十三、一位のスイスが四百八十一、この現状をどうお考えになりますか。これでは少ないと見ますか、それとも多過ぎるかと見ますか。

○魚津政府委員 私率直に申しまして、現在郵便

をやっている者として最大の疑問といえますが、今後の問題の所在というものは、まさにそこに私自身考えているわけでございます。先生御指摘のとおりでございます。郵便の総物数という点からしますとまさに世界第三位であるということなんですが、十六位ということ、その十五位とかあるいは十七位のその前後の国を見ると、国力と申しますか、常識的にその国の力というものをからして、格段に一人当たりの郵便の利用物数という点につきまして低いという感じを私は持っております。

（畑委員長代理退席、委員長着席）

それで、世に電気通信メデアというものの発達、そのことによる郵便の減少傾向という御指摘もあるわけでございますけれども、ただいま先生のお話にもございましたように、じや一人当たりの利用通数の高いところというのがそういう通信手段というものが多様化してないのだからかというふうに考えてみますと、ある意味で日本以上に通信メデアというものが多様化しているという点からしても、それも原因の解明にならない、そういうふうなことをおぼえておまして、そこで、私もやはり私たちの施策のいかん、あるいは郵便に取り組み総合的な取り組み方によつてまだまだ一人当たりの郵便というものが伸びていくのじゃないか。もちろん西欧社会の手紙あるいははがきが生活上に占める割合、意味というものは日本のそれとはまたいろいろ歴史的なあるいは生活文化というものの、中の差異はあろうかと思ひますけれども、とにかくお答えとして申し上げたいのは、一人当たりの物数が非常に低い、そのことから、今後の私たちの努力と施策のいかんによつてはかならず伸び得るといふふうに考えている次第でございます。

○鳥居委員 第一種郵便の八〇%が業務用の通信であり、業務用の通信が第一種郵便の黒字を支えているその大きな原因である、要因である、こう思ひますけれども、どう認識されていきますか。

○魚津政府委員 料金による収入というものは、

現在の郵便料金体系の中で第一種によつて支えておくということが、現在の料金決定の考え方になつております。そしてそのうち大口利用のものが八〇%程度ある。もちろん二種も含めてということになりますけれども、したがひまして、料金収入、業務収入というものの量的な観点からいたしますと、大口利用者の対策あるいはまたその人たちの郵便利用の利便さ、あるいはまたその人たちのニーズに沿つた郵便制度であるかどうか、これがやはり郵便収入の確保という点からも非常に重要な意味を持っているといふふうに理解をしております。

○鳥居委員 これは日本ダイレクトメール協会の調査なんですけれども、大口のユーザー一千社を対象にして実態調査を行った。その結果、郵便料金が値上げになつた場合には利用度を縮小する、こう答えたのが何と四一・九%あります。前回の値上げのときに利用減は五%とまりだつたという議論によると残つております。ところが実際には七・八%と、大変な減りぐあいだつたわけです。今回の値上げ、恐らく通らないと思ひますが、もし実現したとして、利用減をどのくらい見ていますか。

○魚津政府委員 五十五年度、本年度においては全体として前年に比べまして〇・七%の減、それから五十六年度におきましては五十五年度に比較しまして一・五%の減、そして五十七年度には五十六年度に比べまして三・三%の増、こういうふうに見ております。

○鳥居委員 この業務用郵便がふえるということ、一部に私信を圧迫するとかあるいは情報過多の洪水に埋まってしまうとか、こう言われる向きがありますけれども、郵便需要の増大、また黒字を期待する、一部にまたそういう深刻な問題があるわけですから、郵政省としてはどういふふうに対応をされていくのか、どう認識されていきますか。

○魚津政府委員 事業所から差し出される郵便物、その代表的なものとしてダイレクトメールというものが傾向として次第にふえてきておりま

す。そして、全体の割合としてもさほど影響はございませんが、われわれの日常的な感覚といいたしますと、そのシェアというものは決して減つてないというものは社会経済の諸条件の中で生々発展をしていくというふうな考えますとすれば、今後の郵便利用というもののうちで、事業所から差し出されるあるいは大口利用者から差し出される郵便物が決して減りはない、したがって、今後の郵便取支を考慮する、あるいは郵便の運行をいろいろ配慮しながら施策を講じていく際に、そういったことを重要な着眼点として当然考えていくべきだ、こういうふうな考えております。

○鳥居委員 減りはしないどころか、これを頼りにせざるを得ない状況にあるのじゃないですか。八割を占めている業務用通信が全部なくなつたら、どうなんでしょうか。いまの郵便事業というのはやつていけるのですか。「郵政要覧」によると、この伸びが期待されるという表現が出ていますよ。また、実際に昭和四十年年度を一〇〇として昭和五十三年度、切手を張った郵便が一・二であるのに対して、料金別納、料金後納といういわゆる業務用郵便が一・八八ですよ。ですから、新たな郵便需要を生み出す可能性としては、普通の常識であれば、この拡大のために骨を折ろうという着眼に立つのじゃないですか。どうですか。

○魚津政府委員 八〇%が大口と申しますか、事業所から差し出されているというこの現実というのは、われわれいろいろな施策を考える場合に基本として据えながらやっていかなければならぬ。財政面においても、郵政財政を支える大きな柱であるということは仰せのとおりでございます。

したがって、私もいたしまして、今後の郵便物をふやすという観点の施策の際にも、先ほどお話しさせていただいたとおりでございます。大口利用者あるいは事業所向けのコンサルタントというものの活躍、その効果をわれわれは期待をしているということに相なるわけでござい

ます。○鳥居委員 やはりわが国の社会においては偏見があると思うのですよ。欧米のバルクメールあるいはダイレクトメールといいたすか、この発展の過程においては一定の評価がなされているわけですね。つまり、バルクメールに対して、発信者が受益者であると同時に受信者も受益者であるという考え方に立っているわけですよ。生活情報はこのメールによつて十分かち得ていくのだ、こういう意識の中に、実際にこのバルクメールというものが発展してきましたね。ですから、非常に後発といえれば後発でしょう。しかし、わが国においてはやはり八割という、事業所間通信あるいは事業所から私人あてのものが占める比重というのが八割ですから、これは全く無視できない。むしろこれに対して手を差し伸べると同時に、郵便事業の全く大きな柱になつていくというのが現状じゃないですか。それで欧米、特にイギリス、西独、フランスあるいは豪州、アメリカを見てみますと、発信人はお客さんだという考え方があつたのですよ。日本の国には全くありません。発信人はお客さんだ。もちろん一通出してくださる発信人も大事です。しかし、まとめて発送してくださるということに対して、取りに伺ひましようという制度もあります。それから、まとめて出してくださるのであれば割引をしましょう、二分の一まで郵便料金を割り引きます。調べました。

それで、いまわが国に料金減額制度というのがありますね。三千通以上をまとめて出す場合に減額。減額というけれどもこれは手数料を払っているにすぎない。わずか四%です。四%から一〇%、物数によつて違ひますが、三千通を超えたとこの比率で出す。ただし郵便番号を全部記入することと行き先別に仕分けをすること、つまり窓口内で行う手数料を省くためにひとつ窓口の外で勝手に仕分けをして持ってきてください、そうすれば受け取りましよう、そのかわり窓口の中でやる手数料を考へてお支払いましよう。実際には料金減額制度というのはその手数料じゃないのですか。どうなんですか。

○鳥居委員 アメリカの場合には手数料としての支払いですから文字どおり手数料だと思ひますが、イギリス、フランス、西独の場合には明らかに大量にお受けするかわりに割引をしましようという割引制度です。いまの答弁によつて手数料であるということがわかりました。料金減額制度というのは手数料である。それじゃ、大量に発信をしてくださる大口利用者に対して今後割引の制度を考へる用意はありますか。

○魚津政府委員 結論から申上げますと、私たちがそういった制度をつくっていくということについては慎重に扱わなくちゃならないというふうな考へておられるわけでございます。なぜかと申しますと、いま先生おっしゃつたように、イギリスでございましてフランスでございましてとあるいは豪州でございましてとさういふところは、大量に差し出すそのことに對して一通当たり幾らというデイスカウントをするという制度があることは承知しているわけで、絶えずわれわれ今後のあり方を検討する際の貴重な制度であるということも承知しているわけでございます。じゃなぜさういふことを考へないかといひますと、先ほど先生のおっしゃつた、現在の日本における料金の減額制度、これは手数料の性格であるということに對してよく理解をしていただけてなくて、大口利用者に対して安い料金で郵便を差し出していただくことが郵便の赤字になつてくるのじゃないか、大口利用者優遇の制度であるという反対の御議論も案外強うございまして。そういうような一つの社会的

な反応を呼ぶかということをおうかがう一つのよすがになるわけでございます。そういう点から、われわれ今後引き続いて検討はさせていただきますけれども、たくさん出した、即一通当たりの料金を割引するということはいかなものかという意味で慎重に扱つてまいりたい、こう申し上げた次第でございます。

○鳥居委員 ぜひ前向きにひとつ御検討いただきたいと思います。そう言つてはなんですかけれども、いまのままで恐らくはできないだろう。料金別納という制度がありますね。料金別納というのは、大口に品物を持ち込む、同時に支払いをする。その支払いをする場合に、現金だと大変な額になりますから、小切手で持ち込む、この小切手の上限が幾らだといふふうには、大正年間に五十万までと決まつていたわけですね。この五十万までというのは、持ち込む人間の便宜のために小切手持ち込みを認めてきたはずなんです。ところが、わが郵政事業では、昭和五十二年までこれは五十万に据え置きのままです。その後三百万に限度額が引き上げられました。つまり持ち込み三百万円まで結構だ。三百万円だと、仮に大口利用者がその発送に当たつて一千万の支払いをしなればならない、こういうときに窓口ではどういふ扱いをするかといひますと、一旦三百万までです、だからひとつ出直して明日三百万まで持つてきてください、こんな笑ひ話みたいな話が現にあるのです。それじゃ現金で持ち込めばどうなのか。現金で持ち込めば受け取るというのです。これがいまの郵政の郵便規則じゃないのですか、こんな石頭の。よその国では車で行くんですよ。それは、大口の利用者によつて支えられていくという意識の中から当然出てくることなんです。商売人であればそれをやると思ひます。親方日の丸を言いたくないですけれども、明治以来の伝統といひますか、私には、官が民に對してしてやっているんだという郵政事業に見えてならないのです。こういう点の改善といひるのはどうなんですか。

○澤田政府委員 答え申し上げます。

小切手の納付の限度額でございますが、先生御指摘のとおり、ただいま三百万でございますが、これは五十三年の四月に五十万から三百万に引き上げたという経緯がございます。確かに大量出したいた方々に対して、三百万という一つの限度を区切るということ自体いろいろ問題があるうかと思つてございまして、片やたくさん窓口の窓口のものもお引き受けをするという形での郵便の窓口ということを考えてみますと、現金でない、小切手ということについての一つの安全性と申しまうか、決してお客様を疑つてかかるということではないわけでございまして、不渡りというような事例もなきにしもあらずといふことで、先生当然御承知のことでございますが「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律」といふのがございまして、それに基づく一つの制限といふものがございまして、これも三百万といふことで、私どもの場合も、それを受けまして三百万といふことになってゐる次第でございます。先生の御指摘の趣旨はまことにございまして、先ほど申し上げたばかりでもございまして、御趣旨を体しながらなお検討させていただきますと、思う次第でございます。

表、これは必ず入れるべきだと思つてゐる。一方、利用者の代表、これも入れるべきだと思つてゐる。いま、どうでしょうか、四十五人の定員の中で三十六人だと思つたが、この中に加える考え方はないですね、利用者側の意見、また現場で働く人の意見、いかがでしょうか。

いろいろ意見があるのですけれども、配達の一度化、二十数局について来年度からこれの実験を始めた、この新聞発表されておりますけれども、これは郵政審議会でもたびたび、三度目、実現されてないという指摘があるのとおり、発信人の方の要求として速やかに配達してもらいたいというものは速達を頼りにするだろう、そして多少遅くても確実に届けばいいんだ、こういうものが普通郵便を頼りにするんだと、こういうことですね。それで、一号便午前、それから午後の二号便、八割が午前の一号便で運搬されている、こういう実情。それから、これは一つの調査です、全通の一人調査結果。これによりますと、配達一日一度化をした場合に影響があるかないか。影響がないと答えた人が八七・四％。貴重な数字だと思つてゐる。そして受け取る側の影響をこれから調べよう、これは結構な話だと思つてゐる。郵政省として、一度化を実施した場合にどういふうになるのか、省力化、合理化、効率化、この上どういふ試算をされているのか、私は、過酷な労働条件のもとで従業員さんが働いてゐるのですからこれは改善しなければならぬ余地があり、人員をふやせない状況の中では一つはこういう効率化によつて要員を確保していかなければならぬい要素もあるだろうと思つてゐる。また一方においては、一度化によつて、長い目で見たときに、五年先、十年先かわからないが、一度化の効果といふのは必ずあらわれる、それを郵政審議会でも指摘している、こう思つてゐるけれども、その辺の推計と申しますか試算と申しますか、これはどうなつてゐますか。

クロ的な計算をいたしますと、当然そのことによつて要員のゆとりができるということは間違いないと思ひます。

では、どの程度定員の節減ができるだろうかといふことになりまして、個々の集配区数の調整という至つて技術的な点との関連で、一つ一つの積み上げた作業が必要になつてくるわけでございまして。しかしながら、最後になつてみなくてはどれだけかといふのもちよつと問題でございまして、先生も御案内のとおりでございますが、試行いたしましてお客様への影響、そしてお客様の御意見という対外的な意味での問題点を見きわめるといふことと同時に、観念的に申しまうか、マクロ的な意味での要員節減ということが、では現実的にどの程度の節減になるだろうかといふ点をできるだけ早い機会にまとめまして、それを生かしていきたいといふふうに私も考えてゐる次第でございます。

○鳥居委員 郵便事業といふのは現業部門です。お客様相手の商売じやないのですか。郵政省がそんな弱腰じゃ、この改革といふのはできませんよ。何かひとつ、利用の幅を広げてもらおうという姿勢に立つて施策を練つてもらいたいものだと思ひます。収支の改善に大事な役割りを果たすそのバクメールを何とかしようという発想に立てないでしようかね。もちろん一通一通出す信書は大事なものだと思ひます。信書も出せなくなつてしまふじやないですか、だつて郵便事業がつぶれてしまつたら、そういうことじやないのですか。もつとも利用者の意見を聞くといふ考え方は立てませんか。

表、これは必ず入れるべきだと思つてゐる。一方、利用者の代表、これも入れるべきだと思つてゐる。いま、どうでしょうか、四十五人の定員の中で三十六人だと思つたが、この中に加える考え方はないですね、利用者側の意見、また現場で働く人の意見、いかがでしょうか。

いろいろ意見があるのですけれども、配達の一度化、二十数局について来年度からこれの実験を始めた、この新聞発表されておりますけれども、これは郵政審議会でもたびたび、三度目、実現されてないという指摘があるのとおり、発信人の方の要求として速やかに配達してもらいたいというものは速達を頼りにするだろう、そして多少遅くても確実に届けばいいんだ、こういうものが普通郵便を頼りにするんだと、こういうことですね。それで、一号便午前、それから午後の二号便、八割が午前の一号便で運搬されている、こういう実情。それから、これは一つの調査です、全通の一人調査結果。これによりますと、配達一日一度化をした場合に影響があるかないか。影響がないと答えた人が八七・四％。貴重な数字だと思つてゐる。そして受け取る側の影響をこれから調べよう、これは結構な話だと思つてゐる。郵政省として、一度化を実施した場合にどういふうになるのか、省力化、合理化、効率化、この上どういふ試算をされているのか、私は、過酷な労働条件のもとで従業員さんが働いてゐるのですからこれは改善しなければならぬ余地があり、人員をふやせない状況の中では一つはこういう効率化によつて要員を確保していかなければならぬい要素もあるだろうと思つてゐる。また一方においては、一度化によつて、長い目で見たときに、五年先、十年先かわからないが、一度化の効果といふのは必ずあらわれる、それを郵政審議会でも指摘している、こう思つてゐるけれども、その辺の推計と申しますか試算と申しますか、これはどうなつてゐますか。

クロ的な計算をいたしますと、当然そのことによつて要員のゆとりができるということは間違いないと思ひます。

では、どの程度定員の節減ができるだろうかといふことになりまして、個々の集配区数の調整という至つて技術的な点との関連で、一つ一つの積み上げた作業が必要になつてくるわけでございまして。しかしながら、最後になつてみなくてはどれだけかといふのもちよつと問題でございまして、先生も御案内のとおりでございますが、試行いたしましてお客様への影響、そしてお客様の御意見という対外的な意味での問題点を見きわめるといふことと同時に、観念的に申しまうか、マクロ的な意味での要員節減ということが、では現実的にどの程度の節減になるだろうかといふ点をできるだけ早い機会にまとめまして、それを生かしていきたいといふふうに私も考えてゐる次第でございます。

○鳥居委員 郵便事業といふのは現業部門です。お客様相手の商売じやないのですか。郵政省がそんな弱腰じゃ、この改革といふのはできませんよ。何かひとつ、利用の幅を広げてもらおうという姿勢に立つて施策を練つてもらいたいものだと思ひます。収支の改善に大事な役割りを果たすそのバクメールを何とかしようという発想に立てないでしようかね。もちろん一通一通出す信書は大事なものだと思ひます。信書も出せなくなつてしまふじやないですか、だつて郵便事業がつぶれてしまつたら、そういうことじやないのですか。もつとも利用者の意見を聞くといふ考え方は立てませんか。

表、これは必ず入れるべきだと思つてゐる。一方、利用者の代表、これも入れるべきだと思つてゐる。いま、どうでしょうか、四十五人の定員の中で三十六人だと思つたが、この中に加える考え方はないですね、利用者側の意見、また現場で働く人の意見、いかがでしょうか。

いろいろ意見があるのですけれども、配達の一度化、二十数局について来年度からこれの実験を始めた、この新聞発表されておりますけれども、これは郵政審議会でもたびたび、三度目、実現されてないという指摘があるのとおり、発信人の方の要求として速やかに配達してもらいたいというものは速達を頼りにするだろう、そして多少遅くても確実に届けばいいんだ、こういうものが普通郵便を頼りにするんだと、こういうことですね。それで、一号便午前、それから午後の二号便、八割が午前の一号便で運搬されている、こういう実情。それから、これは一つの調査です、全通の一人調査結果。これによりますと、配達一日一度化をした場合に影響があるかないか。影響がないと答えた人が八七・四％。貴重な数字だと思つてゐる。そして受け取る側の影響をこれから調べよう、これは結構な話だと思つてゐる。郵政省として、一度化を実施した場合にどういふうになるのか、省力化、合理化、効率化、この上どういふ試算をされているのか、私は、過酷な労働条件のもとで従業員さんが働いてゐるのですからこれは改善しなければならぬ余地があり、人員をふやせない状況の中では一つはこういう効率化によつて要員を確保していかなければならぬい要素もあるだろうと思つてゐる。また一方においては、一度化によつて、長い目で見たときに、五年先、十年先かわからないが、一度化の効果といふのは必ずあらわれる、それを郵政審議会でも指摘している、こう思つてゐるけれども、その辺の推計と申しますか試算と申しますか、これはどうなつてゐますか。

クロ的な計算をいたしますと、当然そのことによつて要員のゆとりができるということは間違いないと思ひます。

では、どの程度定員の節減ができるだろうかといふことになりまして、個々の集配区数の調整という至つて技術的な点との関連で、一つ一つの積み上げた作業が必要になつてくるわけでございまして。しかしながら、最後になつてみなくてはどれだけかといふのもちよつと問題でございまして、先生も御案内のとおりでございますが、試行いたしましてお客様への影響、そしてお客様の御意見という対外的な意味での問題点を見きわめるといふことと同時に、観念的に申しまうか、マクロ的な意味での要員節減ということが、では現実的にどの程度の節減になるだろうかといふ点をできるだけ早い機会にまとめまして、それを生かしていきたいといふふうに私も考えてゐる次第でございます。

持ち合わせているものをことさら申し上げないという事でなくて、事の性格上いま申し上げるという段階ではない、こういうことで御了承を願いたいと存する次第でございます。

○鳥居委員 それで、現場の声ですけれども、年間を通じて大変に忙しい時期がある。しかし、二月のように比較的閑散とした時期がある。それから一日でも、夜は戦場みたいなもので、昼間はどちらかというと閑散とした時間がある。これを見てみたときに、外国にある遅達便、そして急がないものは全くひまなときに整理をして配達にかかると、これは非常に効率的だと思ふのです。この考え方はどうなんですか。わが国において研究をし、取り入れ、やってみようというお考え方がありませんか。

○魚津政府委員 現在の郵便料金の体系といたしまして、フランスでございますとかイギリスに於いては、同じ料金で手紙とはがきを扱っている。料金差というのは、早い郵便、遅い郵便という二速度郵便という言い方で言っているわけでございしますが、これを私も四十年代の初期に承知をしました。これに、郵便の今後のあり方、これはかなりいろいろな意味で影響の大きい、それだけにまた国民の郵便ということで御関心の強い仕組みになるわけでございまして、当時の関係者が早速英米とかフランスに行きましてその辺の詳細なデータを集めるということをやりました。そしてうちの方に持ち帰った上で、郵政局とかそれこそ現場の管理者等にもそういう実態を紹介しながら、日本の郵便でとることのプラスマイナスという点を真剣に議論したことはございました。ございしましたが、結論といたしまして、二速度郵便をやった場合に定員増というものがかえって出る。結局遅い郵便の作業工程、それから早い郵便の作業工程、もちろんいろいろのバリエーションがあると思ひますけれども、うちの郵便の現在の運営の仕方を前提に考えてみますと、どうしてもそれを処理するための要員の増加は避けられないのじやないだろうかというような判断をいたしまして、そ

の時点とらないという結果を出しているわけでございします。その後それを見直すというやうなことがなされていなくて今日に至っているわけでございしますが、私もそういう新しい、あるいはまた外国の郵便制度に絶えず目を向けながら、私たちの郵便にも採用できるかできないかというやうなことを絶えず世界に目を向けながら進めていかなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○鳥居委員 いまの収支の状況からいって、現状の枠の中にはまわっていら、これは改善の余地なしだと思ふのです。つまり、収支を改善していくというからには、やはり発想の転換からかからなければならぬのではないですか。新しい郵便需要を生み出していくのだ、こういう意欲じゃないのですか。西ドイツでは名あてのない配達が始まっています。名あてがないのです。この街区の中に配つてもらえぬという発信人の意思が伝わって、そして何番地のだれというのじやないのです。その地域に何通配付をする。これもいまの郵便法からいってたらできやしないのです。遅達便と同じです。遅達便でもいいのだ。スピードは余り問題にしない、そのかわりなるべく多く出したい、こういう意向の需要というものはあるのじやないですか。ですから、新しい市場である、開拓を必要とするのだ、こういうことであれば、研究の余地大ありじやないですか。研究もしませんか。

○魚津政府委員 新しい役務、サービスを絶えず考へるという姿勢、これは当然私たち郵便事業の場合に必要であることは申し上げるまでもないこととでございますが、私いま申し上げましたのは、二速度郵便というものに限って申し上げますと、そういう検討をした上で、そして日本の郵便の利用動向、そういった実態に適合するかどうかという観点から検討しました結果、賛成はできないという立場になった、事その二速度郵便についてでございます。しかしながら、いま先生おっしゃった西ドイツでは、アドレスといふますか特定のあて名のない郵便も出しているじやないかというやうな点、これは現在の郵便法の体系の中にも、試行役務をいろいろ考へてやってよろしいというやうな規定もございまして、絶えず私もいろいろと検討しているわけでございまして、今後必ずやそういった先生の御意向に沿った意味での施策が打ち出されてくるものと御期待をさせていただきたいわけでございします。私たちが、そういう意味で絶えず勉強もし、みんなで議論もし、国民のニーズに合った、社会の変化に応じた郵便にしたいという姿勢を持つていくことだけは信賴をしたいと思います。こういうふうに思ふ次第でございます。

○鳥居委員 速達の配達について伺いたいと思うのですけれども、これまでの五年間で十四万四千六百七十七帯の速達配達区域の拡大がされてまいりました。五年の実績です。向こう二年間で六十二万帯基準該当地域、つまり速達配達区域にしなければならぬけれどもまだなっていないというその地域をこれからさきようとしております。これまでの五年間で十四万四千六百七十七帯に對して、二年間で六十二万というは大変な御努力だと評価しておりますが、質は変わらぬやうにどうか。従来の速達と全く同じような配達回数であるとか、取り扱ひ時間であるとか、一体どうなんでしょう。聞くところによると、五回配達したものが三回に減るんだ、午前七時から午後七時までに届いた分をその日に配達する、それを二時間切り上げて五時までに、配達回数も減るんだ、こういうふうな聞いておりますのですけれども、その辺はどうなんでしょう。質の低下があるのでしょうか。

○魚津政府委員 先生おっしゃるとおり、基準内の地域にありながら現に速達サービスを受受できないという世帯はおおよそ六十万程度の世帯がございします。これを何とか解消したいという事で、この二年間で解消させるといふ計画を持つていてるわけでございしますが、一方に現在速達区域外も結構ございします。そういう点の最大のネックになっているのは、要員あるいは財政事情という事で、国民の皆様から御要望があつてもそれにすぐおこ

たえできないというやうな点もございまして、現状はそういうことに相なつてゐるわけでございします。

そこで、五年間で十四万帯、そしてこれから二年間で六十万帯というのは非常にどこかになぞといひますが、そういったものがあるんじゃないかということもございしますが、私もいたしますと、これは速達の度数というものが現在数回というところがございます。数回という中に、必ずしも必要がないというやうな地域へ早朝の配達あるいは深夜の配達というものを続けているという、そういう実態をある程度承知しているわけでございします。そういった点を、実態に応じてその辺を調整しながらその力を得るといふ施策を加えた上で、いま先生のおっしゃった六十万帯を解消していきたい、こういう気持ちでいる次第でございます。

○鳥居委員 いま申し上げた質の低下というのはお認めになるのですか。

○魚津政府委員 その質の低下というのは、五回あつたのが三回になるという事が、必要があるかないかという議論は別にいたしまして、そういう施策を部分的にとりながらやるといふことが質の低下とおっしゃるならば、その限りでは質の低下を伴つた速達区域の拡大、こういうことでございします。

なお、サービス基準の適正化という中に、配達度数の二度から一度ということのほかに、先生これもよく御承知のところでございますけれども、窓口取扱時間を検討してみたらどうかとか、あるいは速達の配達度数を実態に即したかどうかで調整をしてみたらどうかという御提言はいろいろのところから出てゐる次第もございします。

○鳥居委員 速達の役割りを果たさなかつた、通常郵便と同じだったじやないか、あるいは速達配達区域外への名あてで速達指定で投函され、事実上速達ではなかつた、つまり国鉄の事故による特急料金払い戻し、これは速達料金に關して制度としてはあるはずですけれども、速達料をこれまで

に受け取れたという人はいるのでしょうか。

○魚津政府委員 いま先生がおっしゃったような事由の場合に速達料を還付するという制度になっているわけですが、そのことによつて差出人またはその委任を受けた者がどれくらいこの速達料の還付を受けたか、いま資料を持ち合わせておりません、というよりも、ちよつと郵政省としてはまとまつた数字を持ち合わせてないのではありませんか、かように思う次第でございます。

○鳥居委員 いや、あるかないかだけで結構です。

○魚津政府委員 それはございません。

○鳥居委員 これは還付を受けられない仕組みになつてゐるんですよ。つまり速達の役割りを果たさずに、通常郵便として受取人が受け取つた、それでその速達料そのものを還付してもらへるのだというところがわかつていても、受取人には還付を要求する資格がないのです。また発信人まで戻つて、発信人がそれを請求した場合に還付できる、これじゃ受け取りようがないんですよ。一定のねらいがあつて速達にして、そして先方に届いた、これが純行で届いたからひとつ還付をしようという例が過去にあつたでしょうか。私はないと思うのです。つまり、これは受取人が請求すれば受け取れるんですよという制度をつくつてPRすべきですよ。全くそういうのがないんですよ。まあ官がやつてゐることですからやむを得ないのでしょうかね。

○魚津政府委員 全国でどの程度の還付を受けたかというところは、先ほど申し上げたように資料を持ち合わせてないわけですが、じゃせめてPRをやつたらどうだという御提言なんです、私ども、単に法律に書いてあるからそれでもう当然国民は知っている、そういう気持ちではおりません。

いままたまた持ち合わせていたのぢよつと使わせていただくのですが、郵便番号簿というものを各世帯に二年に一回いまで配布をさせていただいております。各世帯に配布をいたしてあります郵便番号簿の中にも「速達料金の還付」という

ことを書きまして、こういう場合には料金の還付をいたしますという趣旨を、それこそ全世帯漏れなく配布する番号簿に書かせてもらつてゐるわけでございます。ですから、PRがやられていないということではないということだけ御了承願ひたいと存する次第でございます。

○鳥居委員 結構です。PRはなさつていらつしやるのです。それで、受取人が受け取れないのですか、還付を受けられないのですか。そこが問題じゃないですか。郵便料金が超過すると受取人が払うのでしょうか。差出人の不注意が受取人にしわ寄せという形でしょう。不足料金の収納というのは受取人からじゃないですか。そうすると、速達料金の返納というのも受取人でいいじゃないですか。なぜ発信人じゃなければいけないのですか。

○魚津政府委員 そがまさに問題だという御指摘になるのかもしれませんが、速達料を納付した人が差出人である、したがつて還付するのも差出人である、そういう原則の速達料の還付の制度に現行法が立つてゐるわけでございます。いろいろ御意見、その不合理さというものを事態に即したケースでおしやつてゐることも私は重々承知してゐるわけでございますが、少なくとも現行法では、受取人が請求をするということとはならないというところに相なつてゐるわけでございます。そこで、今後どうなんだということになりますと、今日ただいま鳥居先生からこういう御指摘、御提言があつたということを念頭に置きながら考えさせていただきますという趣旨でございます。

○鳥居委員 不足料金は受取人から取つて速達料の支払いは発信人、めんどくさい請求をしないであらうことを予測した現行法制、これは改めべきですよ、矛盾ですよ。

次に、お年玉つき年賀郵便について伺ひたいと思ひます。

一つは景品、これが大変楽しみなものでありまして、一月の十五日、皆さん期待を胸をわくわくさせるわけですが、一等料金が今回の改正案によ

りますと三万から五万、それで二等の場合にはおよそその半額、それから三等、四等。これまでのお年玉年賀法と通称呼びましよう、この法によると景品の限度額が百分の五と決まつておりますね。つまり一枚の年賀はがきは一円の当たりくじといひますが、宝くじの場合には期待値と言へるだらうと思ひますが、二十四のはがきで一円の景品の期待値、これを決めたのが限度額の百分の五だと思ひます。ところが、実際に三十七億枚から発行されまして、景品として総額が三十七億何がしと限度額が決まりながら、実際に執行されてゐるのが三七・七％だということです。限度額にはるかに遠い、そういう執行状態。これはやはり利用者側、つまりお年玉つき年賀はがきを発送し、受け取る人に対する門戸を開くというか、サービスを充実させる必要があるのじゃないか、こう思ひます。

○魚津政府委員 現在お年玉の賞品をどれくらい受け取りに来ておいかという実態との関連が当然出てくるわけでございます。そこで一等の場合に、ここ数年間の平均値でございますが、およそ六〇％、それから二等の賞品の場合に六五％、それから三等、四等の場合がおおよそ五〇％ということになって、その賞品をこちらで買うわけでございます。私どもといたしまして、実際の交付数とそれから告示に定めた基準値の違いが問題になつてくるわけでございますが、その違いがあるからといひて、もし七〇％とか八〇％の交付数になつた、あるいは極端な言い方をして一〇〇％の賞品を取りに来られるというような場合に、百分の五をはみ出すというような場合、いかにいふことか、実際に百分の五と言つておきながら四〇％にも満たない賞品代であるといふことは承知はしてゐるわけでございますが、そういうことをどうするかといふことは、やはり六〇％とか六五％、五〇％程度の、賞品をおもひになる方の数字になつてゐるこの現状を、PR等を通じまして高めていきたい、それが当面の課題じゃないだ

ろうか、こういうふうと考えてゐる次第でございます。

○鳥居委員 三七・七％というのは年々三七・七％、ほぼ変動しない数字です。これは収支の現状が悪いのですから、なるべく出さないようにしようといひばそれになるだらうと思ひます。しかし、このお年玉つき年賀はがきに期待されてゐるサービスは、大幅にサービスをやるべきだと私は思ひます。しかし限度がある。その限度が百分の五なんです。限りなく百分の五に近づけるような配慮はあつてしかるべきだと思ひます。

四等に当たつて切手のシールがもらえるわけですが、昭和二十六年からはがきの値段が変わるたびにシールがだんだんだんだんお粗末になつてまいりましてさびしい限りなんですけれども、これをながめてみまして、昭和四十八年、四十九年、五十年、五十一年とこうなつてゐるわけですが、一番貧弱で一番さびしいやつが本年です。これはサービスを旨とする郵便事業の中にあつてちよつとさびしいのじゃないですか。図案の上からも最大限努力して、年々質は落とさないんだという心意氣があればこういうことにはならないのじゃないかと思ひます。四等は四等で四十円の切手ではないんだということから来るサービスの欠如じゃないかと私は見てゐるのです。最近、当たつてもそれを取りかえようという意欲がだんだん薄れていく傾向に皆さんあるのじゃないですか。どんなものでしょうかね。ひとつこの三七・七％とあわせて前向きに取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

○魚津政府委員 現在の二十四の切手を二枚のシート、この四等賞品というのは五十二年から続けたわけでございますが、振り返つてみますと、最初のころは二円の切手、これを五枚で賞品にしていたわけでございます。それが五が四になり、四が三になつて、現在の二枚というところになつた事実を踏まえて先生ただいまのお話であつたかと

思いますが、いずれにいたしましても、私どももこのお年玉賞品ということについて三万から五万にすると、この機会にお年玉賞品について全体的な観点で、先生を初めとしたいいろいろの御要望を念頭に置きまして前向きで検討してまいりたい、こういうふうにご意見を次第でございまして、

○鳥居委員 質疑を終わります。ありがとうございます。
○佐藤委員長 鳥居一雄君の質疑は終了いたしました。
次に、木下敬之助君。

○木下委員 早速法定制緩和についてお尋ね申し上げます。
郵便料金法定制緩和をしなければならぬ理由は何でございましょうか。法定制を緩和せずにこのままにしておくべきではないのでしょうか。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。
郵便事業財政は現在多額の累積欠損金を抱えておりまして、非常に困難な状況にございます。郵便事業が今後とも独立採算制を維持しつつ安定した郵便サービスを提供していくためには、新たな欠損金の生ずることを防ぐことはもちろん、累積欠損金の解消を図っていくことが喫緊の課題でございまして、そのためには事業の効率化、合理化を進めることは当然でございまして、これとあわせて適宜適切な収入の確保を図っていく必要があるもの、こういうふうにご意見を次第でございまして、

このため、今後の料金の改定に当りまして、経済社会の動向、郵便事業等を考慮しながら、今回累積欠損金が解消されるまでの間、法律において厳しい要件を付した上である程度弾力的に料金改定を行い得る制度を採用することにより、健全な事業経営の確保を図ることとするものでございまして、

なお、郵便料金の決定が弾力的に行われることの必要性については、昭和五十二年以来郵政審議会の重ねての御提言あるいは公共企業法等基本問題会議からも同様の趣旨の御提言をいただいているところでございまして、

○木下委員 郵便料金の法定制緩和につきましては、国鉄やたばこと比較してみますと、国鉄はお客様に選択の道があつて、たばこは嗜好品であります。しかるに郵便はほかに手段がないので、その意味で法定制緩和について国鉄やたばここと一線を画すべきではないでしょうか。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。
先生仰せのとおり、国鉄は独占のシェアが次第に減少していつてゐる、たばこは独占ではあるけれども嗜好品である、かかるに郵便事業は御議論でございまして、郵便というもののつきまはしては、他人の信書の送達には確かに法律的に郵政省が専掌するというところになつてゐるわけでございますが、まず、信書の送達ということあるいは郵便の利用ということでは家計支出に占める郵便料金のウェイト、これが大体〇・〇一五ということでございます。それから消費者物価に与える影響というものはことしの場合〇・〇四、そういうような実態、それからまた、電話等の電気通信手段の普及の状況から、信書という形を出す限りにおいてはそれは郵便という形で利用せざるを得ないというところではございまして、そういう他の通信メディアの普及度ということから、第一種及び第二種郵便物を国民が利用する実態的な必要性の度合いという点、したがってまた国民生活に及ぼす影響という点からしまして、総合的に考えまして、比較的、相対的に申しますと、少なくなつてきてゐるのじやないかという認識を持つて、そして先ほど御説明をいたしました郵政財政の基礎の確立の必要性ということも相まって法定緩和制というかつこうで御提案をさせていただきます。

○木下委員 そういふふうの説明をされておりますけれども、常識的に見ましてこの郵便事業が独占であり、ほかにかえるものがないというのが普通の見方であらうかと考えます。
今回の法定制緩和の内容についてお伺いをいたします。

九十三条一項の「当分の間」とありますが、それはどういふことでございましょうか。
○魚津政府委員 お答え申し上げます。
「当分の間」とは、累積欠損金がある限り、ということでございます。

○木下委員 それでは、九十四条の一項や三項に「物価変動率を超えない」とあつて「卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数」に基づいて定めるとありますが、このような指数の変化に郵便料金の改定が影響を与えらる考へられるので、公正な基準とはなり得ないと思ふのですが、この点はどうでございましょう。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。
法定緩和という制度を御提案申し上げてゐるわけでございますが、どういった期間にという意味では、先ほどお答え申し上げましたように累積欠損金がある限り、それから法定緩和制度の中でどの程度の郵便料金の値上げができるかということとは、いま先生御指摘の条文によりまして、物価変動率の枠内にと、こういう厳しい条件が出てゐるわけでございます。

そこで、この物価変動率というのは、卸売物価指数、消費者物価指数、賃金指数というもののうちから政令で定める仕組みによりまして計算をするわけでございますが、いずれにいたしましても、それぞれの指数は日本銀行の調査によるものとか、それから総理府調査によるもの、労働省調査によるものという公的にオーソライズされた指数であるという客観性がまずあるわけでございます。そしてこのそれぞれの指数というものを機械的に計算するのではなくて、卸売物価の変動に影響されると認められる郵政事業の経費の割合が幾らかかというものを計算するわけでございます。この卸売物価の変動に影響を強く受けるという経費の部分というのは郵政省の場合にどういふ分野であるかということはまだ決まつてゐるわけでございます。それによつて物価変動率の関係で卸売物価の変動に強く影響されるというのが〇・〇

二七％であるという、これは政令等で決めるわけでございますけれども、それから消費者物価の変動に対応した経費の増加の重みというのは〇・〇九一である、そして賃金の変動に対応する経費の影響の割合と申しますか、そういつたものが〇・八八二であるというこの数字を出しまして、先ほど申しました公的にオーソライズされた指数と政令に定める計算方法によつて出します、こういう仕組みのものでございまして、いずれにいたしましても公的にオーソライズされた数字を使つて、その数字が郵政事業の経費の割合にどう運動するかという客観的な政令に定める計算をしまして、勝手に恣意的に物価変動率をはじき出されないうかつかつこうで、そしてそれを上限にして郵便料金の値上げの限度にするという仕組みになつておるわけでございます。

○木下委員 私はその質問の趣旨としまして、そのもとになる指数に郵便料金が上れば影響を与えるじやないか、だから自家撞着じやないか上がれば影響を与える、影響を与えて上がつた数字によつてまた上がるという形の仕組みではないか、こう申し上げておるわけでございます。

○魚津政府委員 確かに、いま御提案を申し上げております郵便料金の値上げによりまして消費者物価へ〇・〇四％影響するという限度においては、結果として物価変動率に何らかの影響があることは事実でございまして、どの程度の影響力を持つてゐるかということは、数字をごらんになつていただきますと御了承になつていただけるものじやないかと考えてゐる次第でございまして、

○木下委員 その微量であることも推定をされませんが、大きく変わればまたその数字は大きく変わつてくるわけでありまして、どちらにしましても自家撞着といひますか、自分の中でそういう矛盾が起つてくるような算定の仕方は余りいい基準ではないのではないかと。この辺の判断をいまい度お聞きしたい。

○魚津政府委員 物価等変動率をどのような仕組みにするかということは私もいろいろ考へたわ

けでございすが、先生御案内のとおり、国鉄の法定制緩和、たばこの法定制緩和の中に物価等変動率という概念がございまして、その先例をその限りにおいて私たちがまねたといえますが、その物価等変動率の仕組みを私たちの場合も使わせていただくという考え方でこのような形になったものでございします。

○木下委員 しつこくならすけれども、国鉄やたばこ等との差は先ほど私が申し上げたと思ひます。また、この国会における審議によつて値上げに国民が直接に口をはさむチャンスを取り上げられていくことにしましては、あくまでできればいまのままでやられたらいいのではないかと、私もこのように姿勢を申し上げたいと思ひます。

この法定制緩和を行つた場合、累積欠損金はいつ解消するものと見込んでおられるのでしょうか。

○魚津政府委員 私たち、ある一つの仮説を設けまして、いろいろ現実に違ひのある数字もその限りあり得るかと思ひますが、私たちの持つておりますいつになつたら大体累積欠損金をなくすことができるかという点につきましては、十年間のうちに二回程度料金値上げをさせていただくことを前提にして、その時点になりますと累積欠損金が解消できるのではないか、また解消させたいという見込みを持つてゐる次第でございします。

○木下委員 この累積欠損を解消する目的でございしたことを考え、またその累積欠損金の解消への道も十年間ということ、これほどはつきり見通しがないとされておるなら、国会でその見通しについてまで審議をして現行法で改定を行つたらどうでしょう。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

現行法の仕組みによる改正ということも当然財政再建の一つの手だてかもしませんが、これは先ほど来御説明を申し上げておりますように、郵政審議会がございしますとか公共企業体等基本問題会議からの御提言、それから国鉄とか専売公社のたばこの料金の決定の仕組みという、あれこれ考

えまして、その中から適時適切な料金決定の仕組み、そしてそのことが、大幅な料金改正というようなプロセスを経ないで財政再建をするということのためにベターではないかと、私たちの考えで、このような厳しい条件を付したかつこうで法定制緩和による財政再建を案として選ばせていただいた次第でございします。

○木下委員 言い方はいろいろあるでしょうけれども、私の方では緩和する理由は、こういった見通しのもとに欠損金をなくするためである、そういう見通しが正しいからこそこの法律改正は認められるわけでありすが、その見通しが正しいければ、この場ですべてを含めた改定が行われなければ、この場合ですべてを含めた改定が行われなければ、これはないという私の論理を申し上げて、皆様方の使われておる論理というのは、先ほどの話もそうでありすが、この問題につきましても自家撞着しておるのではないかと私の疑問点を申し上げてこの問題については終わらしていただきます。

次に、大臣にお聞きしたいのでございします。このたびのこういった諸物価値上げの折に、こういう料金改定を含めた改正をもくろまれておるわけにございします。当然これまでにいろいろ経営努力を行つた上での料金改定だと思ひますが、どういふ姿勢で取り組んでこられたのか、具体的にその成果、及び今後どのように考えておられるのか、経営努力についてお伺ひしたい。

○山内国務大臣 今回料金の値上げをお願いしてゐるところでございしますけれども、一番重要なことは、一般国民の方は本当に一生懸命働いてやむを得ずこういうことをやるのかという点に私は最重点の関心をお持ちになつてゐると思ひわけにございします。したがって、従来も経営努力はやつてまいりました。しかもいまもなお経営努力の最中でございします。機械化の問題とか配達のスピードアップの問題等そういうことをやつておりますけれども、さらにそういうことをやつてまいりますけれども、これだけは今回どうしてもお願いをしたい、そういう気持ちで御提案申し上げたような次第でございします。

○木下委員 これまでの御努力で大きなものが機械化等による合理化であらうかと考えております。二十二日の答弁の中で合理化の成果配分といひますが、合理化の哲学として、国民利用者、職員、事業の三者を挙げられておりましたけれども、それなら今回の料金改定によつて得られる収入増加分は単に赤字補てんに充てられるだけではないで、国民利用者にとのよう配分するの、お聞きしたい。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

私、昨日、合理化のためにも使わしていただく、基本として、経営のためにも使わしていただく、国民の皆様方にも何らかのかつこうで還元をする、そして働く人々たちにもそのメリットをお分けしたい、こういう趣旨の答弁をさせていただいたわけにございします。国民の皆様方への合理化のメリットの還元というものについては、まず私たちは合理化をすることによつてできるだけ経費を抑制する、抑制することによつて財政的な基盤も確立することになるわけにございまして、そしてそのことによつてできるだけ料金を上げない、あるいはまた上げて小規模なものにするということとが国民へのメリットの還元の基本じゃないでしょうか。それからまた、そういう財政的な基盤を確立して業務の正常運行を確保して、そして信頼される郵便に絶えず保つということも合理化によるメリットの国民の皆様方への還元ではないでしょうか。

○木下委員 いま、合理化によるのでございまして、たけれども、そういう考え方では料金改定によつて得られる収入の増加分をどう使おうという決意です。ただ赤字を補てんとすると言つたものでは、片手落ちじゃないですか。その赤字というものは、こういう赤字の補てんならば認められるが、こういう赤字の補てんには認められないといつたところの決意を持つてされるべきではないか、かように考えます。

○魚津政府委員 この料金の改正というものを、私たちがまず、大変な金額になつておりますところ

の累積欠損金を消していくことのために使わせていただきます。それによつて健全な財政へ志向をしなから、国民のお役に立つ郵便事業、これがやはり国民の皆様方への私たちの最大の義務でもあるし、当然なすべきことじゃないでしょうかと考へておるわけにございします。そのほかに現実的な問題といたしまして、今度の料金改正の機会に国民の皆様方へのいささかなりともの還元と申します。サビビスの向上ということで二、三考へてゐるところがあるわけにございします。

一つは、郵便切手とか収入印紙の交換をこれから始めていこうということにございします。それから広告つきはがき、絵はがき等を発行するとか、あるいは小包郵便物の運送扱いについての重量、大きな制限の撤廃をするとか、あるいはお年玉賞品の限度額を高めていくとか、そういうようなことをいささかなりともさせていただきまして、国民の皆様方へのサビビスの向上に役立てていきたい、こういうふうな考へてゐる次第でございします。

○木下委員 しつこいようですが、確めさせていただきます。いまの切手類の交換とか絵はがき、CMつきの絵はがきのようなもの、こういったものも増収分をそこに配分して行いたいということにございします。

○魚津政府委員 切手でございしますとか収入印紙の交換をやる、それに対して交換の手数料をいただくということによつて郵便収入が手算的にはふえることは事実でございします。しかしながら、それは雑収入をふやすためにやるということとは私たちの真意では決つてございしませんので、要するに交換の必要性があるが従来交換の道が閉ざされてゐたという点について、今度はできるようにする。それから広告つきのはがきを仮に出すことができないというふうになつた場合、結果として広告料というものが郵便事業に入るといふことは事実でございします。それが取れるためとこととでなく、そのことによつて国民の皆様方はがきの料金額から何がしかディスカウントした

金額によつてはがきをお求めになる道を聞くという趣旨でございます。

○木下委員 私の質問の意味は、この二つの問題について聞いておるのは、郵便料金の改定によつて増加した分をどう配分するのかというところからお答えになられたので、郵便料金の改定です、ね、料金の改定によつて増収した分を赤字の補てんに充てるほかこういったサービスの改善にと最初に言われたので、私は、切手の交換等は、それによつて増収を得るといふに聞いたのではありません、逆に収入以上に継ぎ足してやる気があるのかないのか、その点をこの二点についてたまたまのでございまして、とんとんでやろうとするのか、収入を目途としてやろうとするのか、それとも幾らか継ぎ足してやろうとしておるのか、この際見解をはっきりしていただきたい。

○魚津政府委員 必要性、御要望にこたえるという意味での国民へのサービス向上という考えでございまして、そのことによつて、私たちの方からその制度をやるために持ち出すという考えはございません。

○木下委員 わかりました。そういったことを聞くと、要するに累積赤字の解消にこの料金改定がすべて充てられると考えられると思いますが、この累積赤字が出てきた原因、またこれまでに合理化等してきたけれどもなおかつこれだけの累積ができたということに私どもは非常な不満を感じておるわけでございます。

頭で考えて口にするのはたやすいようですけれども、きのうの西村理事の質問にありましたように、一台が一億八千六百五十万円もする読取区分離機を五十四年度には十台導入して、一台につき五・九人の人員削減可能と言われながら、現実には百七十名の増員となつており、諸般の事情を考慮したとしても、合理化による国民、利用者への実成果は全くなかつたと考えられます。民間企業の深刻な経営努力と比較して、なお一層の努力の必要があらうかと考えられます。どうかもっと深刻に経営をしていただきたいということを申し添え

させていただきます。

それでは、ただいま話の出ました広告がはきについて具体的な実施策をお伺いしたい。

○魚津政府委員 広告つきはがきの具体的な実施策ということでございます。

まず、私たちは、いま一つのアイデアを持って、こういったことが国民の皆様方にもプラスになるという判断で法案の中にそういう広告がはきというようなものを御提案をさせていただいたわけでございますが、それが具体的な料金はどうするんだとか、あるいは広告がはきというのはいつスポンサーを見つけたら何年程度そのスポンサーによるはがきを売りさばくことにするかとか、いろいろ技術的な問題がございまして、そういったことで、現在スポンサーになり得る人たちに需要可能性の調査というところでいろいろ調査を進めて、その現状がございまして、いづれにいたしましても、御提案をいたしております法案をお認めになつていただくということになりますと、早急に詰めをしてやつてまいらうということでございます。

いづれにいたしましても、何といつても広告はがきということと法律で認めていただきましても、広告主がいろいろすることが前提になるわけでございます、まして、広告主の御要望、御意見というやうなものを、制度に固めるために十分把握する必要があると、その把握をする過程が現在の段階であるというふうには御理解願いたいと思ひます。

○木下委員 法案が通つたら現実問題について考えたいというのはこれは重大な発言であらうかと私は考へます。こういった新しいものをもうくむときに、まず法案が通つたら現実はどうするかを考へる、こんな姿勢でいいのですか。私は大変疑問に感じます。まして、私どもはこうして一緒に郵政事業の発展のために自分どものない知恵も出してやろうかと思ひます。そんな姿勢で私どもの審議を聞くのですか。

○魚津政府委員 法案の御審議をお願いすると同時に、並行してどのような構想で広告はがきを発行するかということは当然事務的には進めてい

わけでございますが、ただ、その結果具体的にどういうものであるかという点については、先ほども申し上げましたように、現在、御意見を聞くところは御意見を聞く、そしてさらに詰めるものは詰めるというやうなことで進めていくということでございます、私も決して法案を成立させていたしましてからすべてそこから出発するといふ姿勢ではないわけでございます。現に、先日NHKで何か報道をされたように私何かつたわけでございますが、広告主に広告はがきについていろいろ御意見を伺うというやうなことを当然やつていくわけでございます、その結果をまとめて、私たちこういう結果でございましてというやうな発表をいたしましたところ、それが……(山内国務大臣「いま考へている構想を言いなさい」と呼ぶ)そういうことで、発行としてどういふふうにかつていふかというところはいろいろあるのでございまして、たとえば、私たち実施期日を五十六年十月一日にします、それから広告つきはがきの発行条件として、いろいろ内容の制限をいたしますと、このこと、いろいろ広告内容の制限という関連を考へていくわけでございます。

それから、広告主の資格というものについては郵政省が適当と認めるということ、どんな広告でもいふというわけにもまいりませんので、そういった点も考へております。

それから、広告つきはがきの販売価格でございますが、これが一番問題になるわけでございます、まして、先日調査をしたのも、一枚について十一円広告代をいただく、そして十一円のうち五円をお客様といふはがきをお求めになる方に還元する、六円を私どものコストにするという構想を持っております。

それから、広告つきはがきの対象とするはがきの種類をいまして、通常はがきとお年玉つきの年賀はがきにもやりたい。広告のスペースとしまして、表面の三分の一程度のスペースを使つた広告にする。それから全国版と都道府県版の二種類の広告の形をとりたい。

そういうふうな内容を私ども持つておりまして、そしていろいろなところにサウンドをしていくというのが現状でございます。

○木下委員 先ほどの前の質問のときに、この前提として、これには補助をしないし、これでもうけようと思ひたいといふやうな前提であつたらうかと考へますが、いまの話の中で、五円安くして、十一円いただいて六円でその経費に充てるということですが、この六円で経費のオーバーになるのではないですか。先にどれだけのかゝるという算定をして、そこにそれだけのものをいだけばいいのでしうけれども、まず価格を決めてそれからそれで費用に充てるという場合、足が出た場合それはどこでどう補うのですか。

○魚津政府委員 広告郵便物を出して郵政省が充てて財政的な赤になるというところではこれはまだ問題でございまして、私どもそういう意味で十一円という仮定の上に立つていろいろ検討しているというところでございまして、ただやっぱり郵便料金の刻みというものもございまして五円をお返ししたい。そういった場合に十一円というのはそれ相当のコストの計算もした上で、そのことによつて郵便の赤字につながるというふうには考へていないわけでございます。ただ、これは何回も申すやうでございまして、いろいろとまた今後の御意見なりあるいは調査の結果をさらに見きわめをしなくちゃならない、こういうふうにか考へております。

○木下委員 私どもでは、いまのあれだけの郵政事業の中でどこでどういふ販売の仕方をするか知りませんが、その費用を計算するといふのは不可能だと思ひます。その不可能な数字を適当に当てはめて、後からそれがどこにどうしわ寄せが行つていくかわからないやうな事業にこれ以上郵政省が手を出していくといふのは非常に不可解な感じがするのであります。それはまたいづれ話させていたいただきたいと思ひます。細かい話になりますが、スポンサーからの時点でお金をいただくやうになるわけですか。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

印刷をしまして、その広告入りのはがきの印刷を終えたときに納入告知書を発行いたしました。ただ、こういう構想を持っているわけではございません。

○木下委員 売れ残った場合どう考えておりますか。

○魚津政府委員 広告をはがきというものをどの程度の販売期間にするかということが非常に重要な問題になるわけですが、ただ、どの期間にいたしましても売れ残った場合にどうするのだという際には、広告主に、残った枚数に相当する料金減額の方でございまして、たとえばいまの構想で申しますと五円ということになるわけではございますが、その五円をお返しして処分をするという構想を持っているわけではございません。

○木下委員 個人が買う場合には、窓口では、いろんな図柄がスポンサーの方から出てくるでしょうが、選択して買えるようなことを考えておられるわけですか。

○魚津政府委員 当然スポンサーの御意向というものを第一義的に尊重するという図柄を……

○木下委員 そうじゃない。買う側、利用者の一般です。

○魚津政府委員 どの広告をはがきを買うかという点は、全くお買い求めになる方の御自由ということでございます。

○木下委員 いろんな種類のものをそれぞれの窓口で置かなければならないというのも大変です。現実問題として非常に疑問を感じるものであります。特に一番大きな疑問を感じるのは、スポンサーからまず印刷することによってお金を取る、スポンサーの方は現実にはそれが売られて配布されることを期待してお金を払うわけです。一体商取引の中でこんな前金を取るということが妥当なやり方であり、特に郵政省が勧めてやるような商取引なのではないでしょうか。

○魚津政府委員 郵政省としては完売を前提に発売枚数を定めることとしておりますので、売れ残

りはまず生じないという基本を持っているわけではございます。しかしながら、万一売れ残りが生じた場合には、ただいま申し上げましたように広告料を精算するというところで、いま先生のおっしゃった商取引としては妥当性を欠くものとは考えていないわけではございません。なお、このことは契約上も事前に明示しておきまして、広告主も十分承知の上で契約を結ぶこととなりますので、特段問題は生じないというふうに私たちは考えている次第でございます。

○木下委員 契約書を交わさなければそれでいいという問題ではないと思います。やはりこういった郵政省というものが推奨してやっておるやり方には、おのずと商売のあり方というものがあっていると思います。そういったときに、世の常識の中でも非常に外れた取引にならうかと私は考えております。

一体スポンサーというのは現実には考えられるのですか。無理につき合わせてやるようなことにはならないでしょうか。

○魚津政府委員 スポンサーは、もちろん私たちががどのような条件でやるかというその条件の関連もございまして、先日調査をしました限りにおいて、全国で上場会社のうち宣伝広告費の上位三百社くらいを本省段階で選びまして、そして地方段階でも三百社程度選んで調査をしたわけではございますが、その数字を見ますと、いまだに広告をはがきのスポンサーになりたいというのはいまだに切れておりまして、現にスポンサーになりたいという会社はございます。それから、いましばらく推移を見て決めたいという会社が過半数に上つていない次第でございます。

○木下委員 飛びついてくる特別なものは別として、現実に行動を起こせば、スポンサーを探すという営業的なものをやっていくかなければならぬのではなからうかと思うのですが、それはどこが当たるようになるわけですか。

○魚津政府委員 その辺になりますと、まだ具体的にどういふセクションの人たちがということでは

決めておりませんが、ただ、本省で全国版の広告をはがきをつくるということになるとすれば、当然本省の郵務局のスタッフがやるということになると思います。

○木下委員 本省で全国版の場合、一口の金額といふものが大体推定されるのではなからうかと思

いますか、おおよそどのくらいになりますか。

○魚津政府委員 全国版の最低の発行枚数をどの程度にするかということ、これもまだ具体的に結論していないわけではございますが、広告主にこういう程度の枚数を考えているという意味で御提案をしております内容からいいますと、大体一千万から一千万五百万程度というふうになっているわけではございません。

○木下委員 その一千万というのは、一千万枚ですか。

○魚津政府委員 はい、そうです。

○木下委員 金額にすると、取引契約一口大体幾らぐらいですか。

○魚津政府委員 一千万枚と仮定いたしました、金額とすれば、先ほどお答え申し上げましたように、いまのところ一十四程度に何とかならないかということではございますので、当然その十一倍と

いうことになるわけではございます。

○木下委員 その一億一千万円を郵政本省が売り歩くようなことになるわけですか。一体これが、私服ではないにしても、公務員が一企業に一億一千万円もする取引を営業して回るといふことが、これは考えられる行為でありましかうか。

○魚津政府委員 この一億一千万相当の利潤を求めて東京の街を一軒一軒歩くというふうなことがなくて、御希望のある会社と、そういう一千万枚の広告をはがきを発行します、発行してくださいという契約そのものの問題でございまして、郵政職員自身を持つ者がそういう契約をすることができないというところは私たちが考えておりませんし、私も申し上げておりますように、今後の郵便の収入をふやす、あるいは郵便物数を増加させるように努力する、新しい感覚で営業感

覚が必要だというの、そういう観点で御理解願いたいと思うわけではございません。

○木下委員 向こうから来たからしたというのなら、これは別に威力的とか圧力とか、郵政省の看板で行っておるとは思えないかもしれませんが、とも、事業としてやっていく中で、営業ということを考え、また電話一本でも何にしろ、あるスポンサーに声がかかったということは非常に圧力であらうかと考えるわけですが、公平な商取引になるでしょうか。

(委員長退席、堀之内委員長代理着席)

○魚津政府委員 私ども国会のお許しを得て広告をはがきを出す制度が開設された、そのことで無理やりスポンサーを探さずということ、この制度の本質からいいますと、とてもそんなことは考えているはずがないわけではございまして、その制度のPRはある段階大いにさせていただきますけれども、そのPRを受けて自然に会社の計算においてお申し出のあったスポンサーを見つかる、そういうことを期待し、またそれ以上われわれ考えていないわけではございません。

○木下委員 民間で郵便局から官製をはがきを購入して、これに広告を掲載して料金額面より安く販売するということは、法的に許されるのですか。

○魚津政府委員 それを禁止する法律はございせんので、許されるわけではございます。

○木下委員 そのときの、安く販売する値引きは幾らでも構わないということではございませうか。

○魚津政府委員 そのとおりでございます。

○木下委員 民間がやろうとすれば、いま郵政省でもくろまされておると同じことがやれるというわけであり、簡単に考えますと、あるスポンサーが自分のところで自分のところの宣伝を、先ほど言われた基準から外れたものでも、印刷してそれを販売に出せば、しかも幾らの値段で出しても構わない、こういうことでございませうか。

○魚津政府委員 法律論としてはそういうことでございませう。

○木下委員 改めてお聞きいたしますが、そのどこが印刷して出したものというの、一般の人間の手に渡ったときには書き損じということの解釈もつくのではないですか。印刷してないものとかえてくれと言われた場合に、普通の手数料でかえることもできますか。

○魚津政府委員 当然そのことが可能でございます。

○木下委員 私、きょうこうやって並べてきまして、非常に問題点の多い構想ではなからうかと考えますが、一考をされてはいかがかと考えます。特に、現状でも民間で広告がききできるのであれば、こんなことは民間に任せておくべきで、改めて法改正してまで郵政省が行うべきことではないのじゃないか、こういうふうな考えておりますが、やらなければならぬ理由は何かございませうか。

○魚津政府委員 先ほどの先生からのお話で、民間でもできるといことがはつきりしてきたわけでございますが、現実には民間の業者でそういったことをやっているという話は聞いておりません。ディスプレイという意味で、ただ、民間ではがきを買って印刷して高く売るといのは新聞でもよく話題になっているわけでございますが、いまの広告はがきのように安くするといふようなことは私も余り聞いておりません。そういう点から、この制度に不安がないかどうかという点も私たちが考えるわけでございませうが、何といたしても全国に私どもの窓口機関が、簡易郵便局を含めると二万二千局にも及ぶわけでございます。そういったセールの拠点というように財産を持っているという点からいわれますと、民間の実態がないからということであれわれ踏みとどめるべきものであるかどうか、私たちはやはりぜひやらしていただきたいという気持ちでございます。

○木下委員 民間がいままでやっていないのは、やれるということに気づいていなかった点もあらうかと考えますし、時期的にもいましばらく模様

を見られたらいいと考えます。

また、いま言われたような郵政事業の窓口を使つてのことでございますが、これがそれだけのところで余分に利益を生んだり、そうすることによつて一般の人間が五円安く買えることを大変に喜ぶ、その原動力がそれだけたくさんある窓口から発生しておるのであれば、もっと合理化することによつて直接に安くできるのではないでしようか。

○魚津政府委員 そういった広告はがきを新たに始めるということから安いはがきを国民の皆様方にお売りするというメリット、それからそのことによつて郵便物数の増加も期待するというメリット、それとむしろそういったことをやらないで、減量経営の傾向でやつた方が国民の皆様方へのサービスに実質的につながるのじゃないかという点について、計数的にとちうの方がよろしいのか、私にわかには判断できぬのじゃないかと思ひます。ともあれ、私もいたしまして、今後の郵便収入を確保するという一つの手段として、もちろん基本は何回も申し上げておりますようにお客様のプラスにもなるのじゃないかという点でございますが、そういうものを通じながら郵便の利用を高めていくというふうなことで、ぜひともやらせていただきたいという気持ちで御提案をさせていただいている次第でございます。

○木下委員 いま一点お聞きします。需要を高めるという意味でございすけれども、一枚の広告はがきに広告主と個人通信の両者が混在することになるわけですから、考えようによれば、ダイレクトメールで広告しようとしている人たちと通信と一緒で済むわけですから、ダイレクトメールの需要を減退させることになりはしないか。また、ダイレクトメールを非常に安い料金で行つておる結果になりはしないか、この点についてどうお考えになりますか。

○魚津政府委員 一枚の広告つきはがきに広告と個人通信がかわせて記載される場合があり得るこ

とは御指摘のとおりでございます。このことによつて、ダイレクトメールの需要に直接影響が出るかどうかという点については、私もさほど影響はないと考えているわけでございます。すなわち、ダイレクトメールというのは受取人を直接選択できる点に着目したいいわゆるパーソナルな広告媒体である。現在ですでにこうした媒体特性を生かした利用のされ方をしているものとわれわれ考えている次第でございます。

一方、広告つきはがきは、広告主にとってはがきの利用者を選択できず、そのはがきはだれに買われるかわからないということに相なるわけでございます。そういう点では新聞とかテレビといったマス媒体という作用になるんじゃないかという点で、広告つきはがきとダイレクトメールとは広告需要がそれぞれ異なっていると思われまふので、ダイレクトメールによる広告から広告つきはがきによる広告に移行するものはさほどないのじゃないだろうか、私皆無とは申しませんが、それでも、余り影響はないのではないだろうかと考えている次第でございます。

○木下委員 結論として私の考えは、こういったものは印刷手数料をいただいで、スポンサーが買上げて、そちらで使つていただくという性質のものではなからうか、それがまず最初の段階ではなからうかと考えます。本日にこういったことを、先ほどは必要があれば応じるのであつて営業活動はしないということも聞いておりますけれども、営業活動をして、しかも意気込みを持ってやろうとすると、非常に矛盾しておるのでございませうが、本日にやる気があるのございませうか。

○魚津政府委員 広告つきはがきを、いろいろの御意見あるいは反応を生かしながらぜひとも成功させ、そのことによつてお客様にもプラスになるし郵政事業のためにもプラスになるものにしたたいと考えております。

○木下委員 それでは次に、切手やはがきの交換についてはお伺いいたします。私は無料等価交換すべきであると考えます

が、そのおつもりがないように聞こえます。せめて料金改定に伴う切手やはがきの交換は、一定期間は手数料を無料にすべきと思いますが、どうでしょうか。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

料金改定に伴ひまして旧料額となるはがきについては、切手を張り足すなどして使用していただくものでございすので、利用者の方にお手数料をかけるのはまことに心苦しいわけでございますが、口幅つたい言い方になるかもしれませんが、資源の有効活用の見地からそのような形で御利用をいただきたいと考えております。また、切手についても同様、使えなくなるというものでございせんので、何らかの形で御利用をいただきたいと考える次第でございます。

なお、どうしても交換を望まれる方に対しては当然交換はするわけでございすますが、その場合はやはり交換により処分することとなる郵便はがき等の調製費、交換に伴う事務に要する経費などを要しますので、交換を請求される方からは手数料をいただくことにいたしたいと考えている次第でございます。

○木下委員 交換して引き取つた切手はすべて廃棄するという計画のようですが、先ほどの資源という意味で言へば、当然売れるものは売つた方がむだを省くことになると思いますが、どうでしょう。

○魚津政府委員 交換済みの郵便切手のうち、売れ残るものを再販売するということになりまふと、次のようなことが問題としてはあるのじゃないかとわれわれ考えている次第でございます。

その一つは、御使用者は古く郵便切手の裏塗りをなめて御使用になる場合が多く、衛生上の面から好ましくないとと思われるということ、二つ目には、今後郵便切手を購入されるお客様が、交換済みの汚れた郵便切手を売っているものではないかと、購入される郵便切手が新品のものであつても、お客様は交換済みの汚れた郵便切手ではないかという不信感が潜在するといふような事態が考

えられます。このようにお客様に大きな不信感、不安感を抱かせる要因となるであらうというようなことから、廃棄処分にするという考え方で進めさせていたのだと思います。

○木下委員 なめるといふ表現が出てきましたけれども、一体あの切手は、衛生的見地で見て、なめるということでは現在販売しておるのですか。

○魚津政府委員 お客様がかなりそういった実態といいますが、そういうあれをされてる実情があるのじゃないかということでございます。

○木下委員 その実情に対して、衛生面はどういう気の使い方をしておるのですか。さほど気を使つて販売しているようには見えないのでございませう。一度交換されたものではなくても、いま現実の新品でも郵便局員の手によって渡されておるわけでしょう。

○魚津政府委員 仰せのとおり、郵便局の窓口担当者も、単片を売りさばくということになると、確かに手が触れるといいますが、指が触れるということなのですが、それは事実そのとおりでございます。ただ、われわれ人間の心理といつたしまして、とにかく一たんだれかが買つて、そしてその交換をしたものと、事実上同じかもしませんが、かなり心理的に違ふ感じをして受けたとめるといふような、その辺の人情もわれわれ考えてみたという点でございます。

○木下委員 その点の補てんはそういうふうにして考へておられる側でござつたらよろしいので、それを考へて手数料を高く取つて、それしかないという道を開くというのはいかがでしょうかと考へられるわけですか。

○魚津政府委員 この交換手数料を取らないという議論になりますと、単に使う使わないの問題だけでなくて、その交換に必要とする手続といひますか、そういう意味でコストもあるわけでございます。いすれにいたしましても、私どもとしては、仮に廃棄処分をするという限りに限らぬ問題は残るというふうに考へるわけでございます。

ます。

○木下委員 はつきりとした方針を持つて、あれを言つたりこれと言つたり、それならこれだ、あれならこれだという答弁を余りなさらず、もっと基本的な姿勢でやつていただきたいということを申し述べておきます。

次に、集配状況について伺ひたい。所定の配達度数どおりに配達が行われていない現状について、配達度数別に全国的な状況をお聞かせ願ひたい。

○魚津政府委員 現在、通常郵便物の配達のための区画は全国で約五万区ございませう。このうち四〇％の約二万七千区が一度地で、残りの四六％の約二万三千区が二度の配達の集配区でございませう。それで、都市部及びその近郊の急激な発展地域などにおいては、遺憾ながら一部で所定の配達度数が確保できない時期あるいは特定の区というものが時折発生するという現状でございます。

○木下委員 私の友人で、同じ時刻に同じポストに毎日毎日自分あてのはがきを出し続けて、その自宅への配達状況を宛先に記録している者があるのですよ。その人の意見を聞きますと、出してから一週間たつて来たり、次の日に着いたり、非常にはらつきがあるという報告をいただいております。この点、もう少し詳しい記録がまとまりましたら、また別の機会にと思つておりますけれども、どうか所定どおりに、計画どおりにいくように大いに考へていただきたいと思ひます。所定のとおりに配達が行われていないような現状において、一日一度配達を計画しているようですが、どうやつて行つてもございませうか。

○魚津政府委員 配達の一度化ということとは、適正なサービスマンというものをわれわれが模索する一つの過程として試行するというのを申し上げたわけでございます。一方、所定の配達が行われていないという実態があることも事実でございます。したがって、私ども一日一度のサービスマンやらされていないところにそういうことをやるつもりはございませんので、段階的にやつ

ていくわけでございますので、現在のサービスマン基準どおり円滑に行われているというところから実施をして、そういう問題のあるところはその機会にいろいろ浮き彫りになってくるわけでございますので、そういうものを直しながら実施を進めていく、こういうふうにご理解をお願いいたします。

○木下委員 取り集めの度数はどのように設定されておりますか。

○魚津政府委員 取り集めの度数というのは、郵便局に配達区がございませうが、この配達区というもののの中に、市内区というものと市外区というものがございませう。その市内区というところは、局の所在地とそれに連絡する地域というふうにご定義づけてございませう。その結果、先ほど御説明いたしましたように市内の二度地というのは四六対五四、そういう現状でございます。

そこで、市内地というところには三回ないし五回の取り集めをいたします。市外区は原則的に一度という取り集めの回数でございます。

○木下委員 一日一度配達を進めようとしている現状において、何回も取り集めを行っているのはむだだと考へますが、これを減らすことについてはどう考へてなつていますか。

○魚津政府委員 配達度数と取り集め度数というのは、やはりバランスというものがございませうが、将来一度配達というかつこうで全国的に定着するということになりますと、当然取り集めの回数も手直しをさせていただきます。二十数局程度一度化するということで試行する時期においては、そのことによつて取り集めの回数を変更するということとは、さしむき考へておりませう。

○木下委員 念のために伺ひたいのですが、一日に五回取り集めしているというのとは、どういう事情から五回も取り集めに行くわけですか。

○魚津政府委員 先ほど市内区で三ないし五回というふうにご申上げたわけでございますが、たとえば東京の都区内でございませうが、東京の都区内

あたりでございませうと五回が一般的でございませう。それで配達度数あるいは取り集め度数の考へ方は、所在地と連絡する地域というふうな表現で御説明をさせていただきますけれども、基本としては、通信力の大きいところに取り集め度数も配達の回数もふやしていくというのが今日の集配の計画の基本の考へ方になってございませう。そういう意味で大都市では五回程度取り集めを現状としてはやつていくことになるわけでございます。

○木下委員 ちょっと納得いきかねるのですが、量の多いところは回数が多し、それはその量が多い、お得意先の多いところはサービスマンをするという意味なんですか、それとも実物理的に多いところは多いということですか。

○魚津政府委員 通信力が大きいということは、ポストならポストに投函する郵便物、そういうものにつまみしても回数を多くしなければならぬという配慮も現実的にはございませう。それから大都市の場合に、交通の機関といひますか運送便がたくさん出ているわけでございます。取り集めの回数といふものをふやしても、郵便局から出ていく回数がふえなければ実際には意味がございませう。ただ、時間的に短時間に集めるということから作業の平準化という効果はできるかも知れませうが、大都会においては運送便の回数も物量が多いということから多い。そういうことも勘案しまして、現在は、一方で一度の取り集め、一方で五度の取り集めという現状になっている次第でございませう。

○木下委員 私どもいまの御説明で納得できるような内容ではないと考へます。きつと、やり方一つでも回数と減らして、合理化の道が開けるものと確信いたしておりますので、なお一層の努力をお願いいたしたいと思います。

次に、小包の実情について伺ひたい。今回の小包料金改定による今後の小包物数の見通しについて伺ひたい。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

五十五年度では、前年に比べて一・九%の減、それから五十六年度には、五十五年度に比べて二・八%の減、そして五十七年度以降においては、前年度に比べて三%増という傾向をたどるといふように考えております。

○木下委員 小包の料金値上げによっても小包は赤字であると思いますが、その赤字補てんの方法をどのように考えておられるのか、独占事業部門の封書、はがき等の料金値上げで穴埋めするつもりでございましょうか。

○魚津政府委員 現在、赤字部門というのは、郵便物のうちで小包部門に著しいということは実態としてございまして。そういったことから十月一日に料金も改正させていただいたわけでございまして、それでもなお赤字であるという現実是否めません。

そこで、今後どうするんだということでございまして、私も、競合している民間の業者のいろいろなサービスというものを、とり得るものをするだけにとどめるという姿勢ももちろん必要でございましょう。そういったことによつてできるだけ私たちがの方により多く小包が出るといふような期待をしながらか施策を進めるわけでございまして、それにしても、最終的には小包部門の赤字というものが避けられないという事態が続くと私は思います。続くとは、いっそやめてもいいんじゃないやないかという議論もあるわけでございまして、現在の民間の業者がカバーしておりますサービスエリアというのは、市町村で大体三四・五%にすぎないわけでございまして、どうしてもやはり公共性ということから小包のサービスを私たちの郵便部門から切り離すことはできないといふふうに考えております。そうなりますと、やはり総合価値主義ということで、通常と小包ということとをひきくるめて収支相償という形で経営をやつていくということにならうかと思つ次第でございまして、

やつていく、こういうことでございまして。

○魚津政府委員 公共性ということを考えれば、赤字だからといって小包をやめるといふことは、やはり国民の皆様方に郵政省がこたえる道ではないといふふうに考えております。

○木下委員 やめなければ、見合うようにというわけ、値上げを続けていく、こういう方向になるわけでございまして。

○魚津政府委員 小包の運営の合理化、効率化を進めるといふこと、それから先ほどもお答え申し上げましたように、民間のサービスというふうなもの、いろいろな施策を講じてできるだけ赤字を出さないようにするという気持ちを持ちながら、どうしても赤字が残るということになりますと、先ほど御答弁を申し上げました形で処理をしていくということに相なるわけでございまして。

○木下委員 気持ちではどうにもならない数字の問題であろうかと思つて。もつと厳正には、はつきりと先行きの見込みを立ててやつていただきたいものだと考えております。

大臣にお聞きしますが、小包は、民間輸送企業いわゆる宅配便に食われて減少の傾向にありまして、さらに今回の値上げで大きく減少すると予想されると思いますが、思い切つて民間に分離するという考えはございせんでしょうか。

○山内国務大臣 小包の原価計算をやりますと、これは非常に高くなつてしまふのです。高いとまたさらに減つてくるというふうな循環的な現象が起きるようなことになるわけでございまして。そこで、宅配にもつとやたらどうかという御意見もございまして、余り辺地なところは宅配がやつてくれないうので、そういう公共性はやはり郵政省としても堅持すべきであるといふので、欠損はあつたとしてもそういうところのサービスをやるといふことにして、その欠損はやはりほかのいろいろな郵便の種類の中で補てんをするようにしてやるのが郵政省のたてまえではなからうか、こういうふうに考えております。

○木下委員 次に、郵便局の統廃合の基準、また集配局の配置の基準についてお伺ひいたしたいと思つて。

○魚津政府委員 郵便区の統廃合あるいは集配局の設置という基準は、具体的な基準という意味では設けられていないわけでございまして。ただ、その統廃合といふのは、地域社会の要望がある、あるいはまたそのことによつて郵便のスピードが上がる、あるいはまた経営の立場から見まして効率化あるいは合理化に役立つという、当然のことながら郵便局の持つ使命といういろいろな点から見て適合するものについて統廃合をする、あるいはまた現在の一局で受け持つ郵便区でやるよりも、地況の発展とが変化に応じて二局でやる方がいふような面でプラスであるといふような場合に、郵便区を二つに分けて集配局を一つつくる、こういうことでございまして。

○木下委員 全国の市町村合併というか、地方行政単位の再編成は現在進行中でありまして、おおむね完了しているものと見られております。これに沿つて実施されていくのでしょうか。

○魚津政府委員 市町村合併の成り行きというものが郵便区の統廃合にかなり影響していることは事実でございまして、その市町村合併と完全に並行的といひますか、パラレルにやつていくのかといつたら、実態としてはそうでもございせん。

○木下委員 人口急増地域というか、新しい宅地造成地域、そういった新興宅地地域に対応する郵便局の配置がえについてお伺ひいたしたいと思つて。新設、分割を含めてお示しいただきたい。

○魚津政府委員 統廃合それから集配局の新設といふことになりましたと、当然配置がえといふ問題が起きてまいります。その配置がえといふことは職員にとつてはかなりの重大事といひますか、労働条件の変更にもかかわつてまいらるわけでございまして、事前に組合とも話し合つて理解と協力を得る態勢をとりながら実施をしていくということとでございまして。

地域等につきましては、いろいろな郵便事業に対する不便といふか不満を感じておられる地域が大変多いと考へます。先ほど私ちよつと申し上げましたが、一体自分のところにどれだけ基準とおりといふか丁寧な敏速に届けられておるかといふのを、自分で費用を使つてまで統計をとつて、何とかしてもらいたいと思つておられる地域もたくさんありますし、速達等におきましてもまだまだ不便を感じておられる地域が大変多いわけですから。この機会に、そういった新興の住宅地のことにつきましても、時代は非常にスピードで進んでおるわけでありまして、どうかそれに合わせて、国民の末端まで平等に郵政事業の恩恵を受けられますように考えていただきたいと思います。

あと問題をたくさん用意しておりましたが、やりかけて途中でやめるわけにもいきませんので、感じといたしまして、本日いろいろ聞かしていただきまして、やはりもつとつきりとした見通しを持つてやつていただきたい、こういうことを申し上げたいと思つて。そして、いまの郵便事業によつていろいろな恵まれておられるところも恵まれてないところもある、また実際はコストは合わないにしても公共性の上からやつていただいている面もいろいろあるでしようけれども、どうかできるだけ大きな視野で郵政事業といふものをながめてやつていただきたい、そういうことを最後にお願い申し上げます。

大臣には、いま私の申し上げましたような郵政事業の将来に向けて、これといった決意のようなものを最後に御披露いただければありがたいと思つて。○山内国務大臣 いろいろと適切な御提案もございまして、御指摘もございました。それらを参考に、ひとつ大いに国民に愛される郵政事業にならう、こういうふうにやつていきたいと思つております。それから、最後の新興住宅地等の問題ですが、やはり局舎をつくるのか要員を準備するとか、多少すけれども、そういう気持ちは持つてお

りますから、そういう線に沿って進めてまいりたいと考えております。

○木下委員 どうもありがとうございます。これで質問を終わらせていただきます。

○堀之内委員長代理 木下敬之助君の質疑をこれで終わります。

藤原ひろ子君。

○藤原委員 私が昨日の委員会に要求をいたしました資料が先ほど提出をされましたので、村上委員の持ち時間の中で若干質問をさせていただきます。

まず、いただいた資料を見てみますと、昭和五十九年と六十二年にそれぞれ二〇・八%の値上げを予定することになっております。そういったしますと、この値上げは、封書は幾らになって、はがきは幾らになるのか、また第三種の郵便物は幾らになるのか、同時に郵便物の伸び率というのは幾らになるのか、お答えをいただきたいと思っております。額だけで結構です。

○魚津政府委員 五十九年に値上げをするという場合に、封書を七十四、はがきを五十四、六十二年には封書を八十五、はがきを六十という試算でございます。

それで、物数についてまず申し上げますが、私もこの物数の予測というのは、昭和三十年度以降の傾向値を求めまして、その傾向値を延ばしていくというのを原則にしてやっているわけでございますが、過去のデータで、一%料金を値上げすると、そのことによってどれだけ落ち込むか、俗に価格弾力性というように言っているわけでございますが、そういった点からはじまして、物数といたしましては、何回か私御答弁させていただいたわけですが、料金改正後一年間落ち込んで二年後になりますと回復するという傾向を数量化したしまして、それをもとにしている料金の改正とあわせて収益を見ました。そして、この支出の関係でございますけれども、人件費といたしまして、過去四年間の平均の上昇率ということで大体六・七%ということで伸ばしている

く。物件費は、新経済社会七カ年計画ということで、消費者物価の上昇率が五%、卸売物価の上昇率五%というような数字をもとにいたしまして、十年間経過いたしますと、その間二回値上げをさせていただくけれども、累積欠損金がまず解消できるという試算をした次第でございます。

○藤原委員 いまお答えにありましたように、五十九年の値上げで封書が七十四、はがきが五十四、それから六十二年には封書が八十五、はがきが六十。そういったしますと、現在から比べますと、封書というのは七〇%上がる、それからはがきは何と二〇%引き上げられることになるわけです。それは本当に大変なことだということに思われます。いまおっしゃいました、この欄外にもあります物件費の伸びは五%なんだ、人件費の伸びは六・七%、仲裁裁定なんかから勘案してということですが、物件費の伸び五%という根拠はどこにあるのですか。いまおっしゃったところですか。もう一度。

○魚津政府委員 新経済社会七カ年計画の中で示されている数字を使っているわけでございます。

○藤原委員 それでは大臣にお尋ねをしたいのですけれども、物件費については新経済社会七カ年計画というものを根拠にして出した、こうおっしゃっているのですが、この新経済社会七カ年計画というものはどういふものかといいますと、昭和五十四年から昭和六十年までの計画でございます。六十四年までの計画ではないわけなんです。十年間の見通しというものは、経済審議会企画委員会、この暫定試算が出ておりますけれども、この委員会だつて出せないわけなんです。それはど内外情勢は流動的なのだということを明記してございます。そういう上に立つて五%というものをもとにしてやっていると確信を持っております。その五%という上昇率にしても確信を持って示せるわけではないわけですね。だけれども五%程度上昇するであろうとこの新経済社会七カ年計画は見ています。非常に不安定なものをもとにして、しかも、六十年から六十四年まではないもの

のを十カ年計画だということで郵政省がこの暫定試算をお使いになるというのは、非常に乱暴な話だということに思ふのです。ですから、こういうもので郵政事業がよくなるはずはありませんし、この提出された資料は、これは値上げ計画だけであつて、値上げだけがはっきりいたしております。しかも非常に非科学的です。そんな計画だということでは、私はこれをいただいで納得するといふわけにはまいりませんが、大臣のお考えを聞かせていただきたい。大臣の御決意などを伺つて終わります。

○山内国務大臣 昨日も申し上げましたとおり「当分の間」というのはどのぐらいになるであろう、こういう御質問もございまして、いろいろ苦心をいたしまして使える数字は使えるようにいたしました。さらにその先の問題は、私はこれは想定をするのもやむを得ないと思うのです。したがって、そういう想定の数字も入れて試算をしておりますので、この表を御提示しても納得いかないかもしれません。こういうことも昨日申し上げまして、そういう仮定に基づいて十年間でひとつやってみよう、こういう決意もこの中に入っていることをお認めいただきたいわけでございます。

○藤原委員 いま申しましたように、非常に非科学的だし、幾ら試算であつても余りにひど過ぎるというところを指摘いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○堀之内委員長代理 村上弘君。

○村上(弘)委員 最初にちよつと大臣に要望があります。ここに何通かの手紙を私持ってきたのですが、この手紙は大阪豊中の大崎ミヤノさんという人にある手紙なんです。この方は聾啞者で、御主人も聾啞者で昔「名もなく貧しく美しく」という映画がありましたね、全くそういう家庭なんです。しかも御主人の大崎英夫さんという方は、あのときの主演俳優であります小林桂樹さんと高峰秀子さんに対して手話の指導もしたような人でありまして、まあ余談であります。こういう方に

あてた手紙を私いただいたのです。私信であるにもかかわらず中身を見せていただいた。また、奥さんは字も十分に読めない面もありまして、絵で手紙を書いているのです。ちよつと見てくださーい。——こういう方は聴力障害者ですから電話もほとんど使えないわけですね。ですから郵便、電報、電話、あるいはテレビや電波関係、いろいろ通信手段は変化し発展もしていきますけれども、郵便というものの以外に通信手段を持たない、こういう方がいるわけですね。また、それを見ても非常に胸にじんと来るようなものですね。ところが今度郵便料金が値上げになるとまた負担がふえる。ただでさえしんどいわけですね。ですから本当に冷たい仕打ちということになるわけです。まだそれは見本のようなもので、同じ方からの手紙をここにたくさんいただいでいるわけです。こういう方々のことをもつと考える必要がある。

きのうは同僚の藤原委員が、小学生などに対する教育用のがきといひますが、こういうものに対して考へてはどうか、無料にするなり半額にするなり、工夫をしてみたらどうかということがありましたが、ことしから国際障害者年の準備年に入っていますし、盲人などに対しては点字郵便物なども無料の特典制度もあります。しかし聾啞者に対してはほとんどないですね。しかも郵便だとかはがきといふものが本当に必要なんです。ね。ですから、こういう聾啞者の方々に、これは身体障害者の手帳も持つておるわけですから、制度的に工夫はできると思ふのです。国鉄の方は割引がありますが、郵政関係は一つもないのです。ですからこの際こういう聾啞者に対して、年間何通という方法をとか何か工夫をして、全く特典のないこういう人たちに對して、きのうも大臣は考へてみたと言つていましたが、あわせてひとつ考へてみる気持ちがあるかどうか、最初に聞いておきたいと思ひます。

○魚津政府委員 先生おっしゃる様に来年は障害者年ということもございまして、障害者をそれぞれの分野でいまいりか優遇する手だてがないか

ということが各界に御提言されているという動きの中で、私も当然それに取組みたいと思っておりますが、ただ、基本的に問題になりますのは、私、具体的にはいろいろと検討したいのだと思います。盲人の方々の無料の現在の四種の制度でございますけれども、盲人用の点字というものは郵便物で一旦識別できる。しかしながら、いま先生おっしゃったようなたとえば難聴者のような場合ですと、その方のお書きになった郵便物というのは外見上わからないという実際上の問題が一つございます。その辺のことを郵便制度の中でどのように解決していくかというふうな問題もあわせながら、今後の課題というところで受けとめさせていただきたいというふうに考える次第でございます。

○村上(弘)委員 そういことがいままでも検討されてひつかかっていることは知っています。それは、だからこそやられていないのです。それは困る。身体障害者の数はもうわかっていて、使用される成人の数もわかるわけですね。ですから、障害手帳も持っているわけですから、そういう方に対して、たとえば年間何通分か、それで全部贈えるかどうかかわりませんよ、そういう工夫だつてではしないかというふうなことも含めてもっと知恵を出してみたらどうかということなんでしょう、その姿勢を大臣に聞いているわけなんです。

○山内国務大臣 郵務局長から概略の答弁はいたしましたけれども、いまの先生の御提案につきましても、ひとつあわせて検討を続けさせていただきたいと思ひます。

○村上(弘)委員 ぜひ実現する立場で検討してほしいと思ひます。

そこで、私はいわゆる法定制緩和、国会の議決事項でなくなる今度の第一種、第二種郵便料金の問題があるわけですが、これを今日まで国会の議決事項、つまり法定制として守ってきた理由は一体何なのかということをお聞きしたいと思ひます。

○山内国務大臣 従来の経緯、私余りよく存じておりませんが、財政法の三条の特例ということにつきまして、郵便物は法律に基づいてやる、こういうことに相なっているわけでございます。そこで、法律に基づいてやることは、今度のわれわれの提案についてもやはり今度はこの法律に基づいてお願いをしたいという提案であるわけでございます。

そこで、その後いろいろの審議会、たとえば郵政審議会あるいはまた公企体等基本問題会議、これにたびたび御提案がございまして、こういう郵便料金につきましては適時適切にやらないといけないのじゃないか、そうしないと、一度に急に上げるようなことはいけないという御提案がたびたびあつたわけでございます。これに基づいて今回改正案をお願いしているわけでございますが、それでは何が何でも郵政審議会が審議をして郵政大臣が決めるかという、そういう内容にはお願いしていないわけでございます。いろいろな条件がついているわけでございます。特に値上げの率につきましては物価等の変動率、それがはつきり天井として決められておりまして、それを郵政省が決める場合にいたしまして、そんなに上がった量が減れば、数量と価格との掛け算によつて収入がふえることは皆さん御承知のとおりでございます。それは一つの参考として、それ以上には絶対しない、こういうような制限を設けた法律に新しく基づいてわれわれとしては料金を適時適切にやつていきたい、こういう点でお願いを申し上げているわけでございます。

○村上(弘)委員 大臣、質問をよく聞いてもらわねばいかぬ。

いま、なぜ法定制緩和にするかという答えをしたように思ひますが、それを聞いたのじやないのです。いままでなぜ法定制を続けてきたのか、その理由は何かということをお聞きしておるのです。

○魚津政府委員 私、歴史的にちよつと考へてみたいわけでございますが、戦前、郵便料金というのは、通常郵便物の料金は法律で定めてありまし

た。小包郵便物の料金をして特殊取扱に關する料金は命令で定められていたところでございますが、昭和二十三年の一月に新郵便法の制定施行という際に、通常郵便物だけでなくすべての郵便物の料金のあるいは特殊取扱の料金が法律事項で定められた。これはやはり戦後の憲法あるいは財政法という観点から、その時点では、法律に基づくという受けとめ方として法律で具体的な料金まで定めようという当時のいろいろな情勢から、国民多数の御意見であつたのだらうというふうに考える次第でございます。

ところがその後、郵便料金に限って申し上げますと、昭和三十六年に小包がまず政令料金という形になりました。四十六年に三三以下料金の、そして特殊取扱の料金、そして小包料金を含めまして省令という形で現在の制度になつていくわけでございます。結局スタートするときには、世に言うところの財政民主主義というものの受けとめ方を具体的な金額を書くということを受けとめよう、そして三十年代、四十年代になるや、いろいろな企業というものはいろいろの事業の持つてくる問題に変化に応じてその問題を解決するという立場から、やはり適宜適切な料金をいただくという仕組みが事業を国民のものにするというためにはむしろいいのじやないだろうかという情勢の変化、情勢と言つてもいろいろあると思ひますが、社会経済あるいは国民のいろいろの生活というふうなものを総合的に考えまして——とにかく財政法三条というのは法律に基づいてということに相なつておりますので、法律により料金を定めるといふ法形式をとつてない中で、結局二十年代と三十年代、四十年代そして五十年代のその基つき方の立法政策というものが変わつてくる社会的なあるいは経済的な条件の変化というふうなことも踏まえていくわけでございます。そういうことを踏まえながら、一方では厳しい条件をつけて法定緩和ということ御承認をさせていただきたいということで御提案をさせていただいた次第でございます。

○村上(弘)委員 大臣も郵務局長も法定制を緩和する理屈を一生懸命言っているようですが、それを聞いているのじやないのです。いまの制度はなぜあるのかということをお聞きしているのです。特に第一種、第二種郵便料金は法定制であり、もつと具体的に言えば、国会で審議して議決して決めたということになつておるのです。なぜそうなつておるのですかということをお聞きしているのです。

○魚津政府委員 同じ内容の答弁をするようでございますが、法律に基づき方の立法政策、その受けとめ方、その時代の変化というように私は理解をいたしております。

○村上(弘)委員 何を言っているのですか。これは昭和二十二年の郵便法が新たに提案されて、二十三年に発足してから第一種、第二種の郵便料金はすべて法定制なんです。国会で審議して決めることになつておるのです。ちつとも時代は変わつてないのです。いまもそうなんです。変わつてないのです。それはなぜなのか。なぜ一体そういうふうな法定制になつておるのか。なぜ国会で審議して決めることになつておるのか。それは郵政事業、特に第一種、第二種はなぜそうなつておるのですかということをお聞きしているのです。

○魚津政府委員 小包が法定から政令になる、そして四十六年には三種以下を含めて省令になつたという中で、なぜ第一種、第二種が法定として残つたかというふうな観点で私お答えするとすれば、やはり第一種、第二種というのは信書が圧倒的に多い、信書の送達というのは独占であるということ、三種以下の郵便物の性格と異なる。その異なるところから着目しまして、財政法三条の精神を勘案しながら今日まで法定料金というふうなことに相なつておる。こういうふうな理解をいたしておる次第でございます。

○村上(弘)委員 独占ということが初めて出てきたのですが、これは何と四十六年のときに出てきたのではないのです。昭和二十二年に当時の

三木通信大臣がこの郵便法を提案したときから、なぜ国の事業にし、法定するのかわかりません。国に多大の利害関係がありますので、それで法律でと、こういうふうな説明しておるのです。これはもう一貫しているのです。何も昭和四十六年に独占に初めてなったのじゃないのです。いまもそうなんです。あなたは独占だからと言いましたが、なぜ国会で議決して決めなくちやならぬのですか。独占はたくさんありますからね。

○魚津政府委員 独占というのは、他の手段をお客様の立場からすると選べないということの意味するわけで、選べない料金というものが、財政民主主義という立場からいいますと、国会の議に付した法律形式で定める方がいいということ。今日までそういう方式がとられてきた、こういうふうな理解をいたしております。

○村上(弘)委員 郵便事業がきわめて独占性の強い事業であるということ、独占というのは民間にも独占がありますし、その他の国有企業、国営事業といえますか、あるいは公社の事業で独占性の強いものもほかにもあります。しかし、郵便事業、特に第一種、第二種の郵便料金は国会で審議して決めるということにはほかの分と比較して特にそうしなくちやならないものになっておつたのはなぜなのでしょう。

○魚津政府委員 先ほど御説明、御答弁申し上げたわけでございますが、独占ということから、国民がそのサービスを享有するという限りにおいては、その料金に拘束される、そのことが国民生活への影響というところで、その際に決める方式としては、国会で制定された法律というものがいいんじゃないかということ。今日まで一種、二種というものが法律で定められている、こういうふうな理解をしておるわけでございます。

○村上(弘)委員 堀之内委員長代理退席、委員長着席。郵便事業が独占事業である、ということ、他に競争事業がないのだということ、したがって、

国民は郵便を利用する以外に、一種、二種に関しては、いまの制度では他に手段を持たないのです。しかも、それはいかに高い値段をつけられてもそれを使う以外にないのですから、選択の自由がないのですから、ですからあなたの言うように、国民生活にも大変な影響を持つわけですね。どこでチェックするかということになると、それは国民にかわってそれに対してチェックをしてもらいたいというのが国会になっておるのでしょうか。国鉄の場合は自由化しました。専売もやりました。小包もやりました。それから三種、四種も事実上自由化しました。他のチェック機構はそれなりにありますけれども、にもかかわらず、なぜいままで一種、二種の郵便料金は国会で審議し、議決して決めるのだという制度にし、それを守ってきたのか、その趣旨はどこにあったのですか。

○魚津政府委員 先ほど来申し上げたことを繰り返すわけでございますが、三種以下の郵便それから特殊取扱の料金、小包の料金と一、二種の持つ独占制という観点、それからそのことによる公共の福祉と申しますか国民生活に及ぼす影響が、比較をすれば一、二種と他のグループのものは違ふというその観点で差のついた制度になって今日に及んでいるというふうな理解をしております。

○村上(弘)委員 さっぱりわからぬ。私は、同じ独占事業でも国鉄の場合はまだ他の競争企業があります。私鉄なりその他あります。たばこの場合は、独占企業といつても、これはやはり専売益金が目的ですから、そういう点では性格は違ふと思ひます。私は、三種、四種が自由化されて、なおかつ一種、二種がこうやって国会で審議をして決める制度として保たれておるのには、やはりそれなりの意味があるだろうと思ひます。それほかに独占制が他の事業に比べて強いということ、またそれほかに国民生活に密接なかわりがあるから。それはあなたもい言うたとおりで。この状況、いま変わつていきますか。

○魚津政府委員 そういった理由で法定制が、狭

義の法定制がとられてきたわけでございますが、狭義と私申しますのは、財政法の第三条で言う法律に基づいた、この法定緩和制もその限りでは法定制という意味で、そういうことでなくて、具体的な法律に金額を定めたものを狭義の法定制ということで申し上げたわけでございます。

そういうことで来たわけですが、さて、今日の条件の中で郵便がコミュニケーションのメディアの中に占める割合、昔は通信メディアが郵便を主体にしてやってきたということから次第にメディアの多様化というふうなもので変わつてまいりました。そういったことの中で、法制上は他人の信書の送達には郵政省専掌の独占ということになつておりますが、コミュニケーションの手段そのものの多様化の中における実質的な郵便の持つウェイトがかなり変わつてきたのじゃないだろうか。われわれは変わつてきたというふうな考えをわけでございます。現に家計の中に占める割合が、電話でございましてかそういう他の通信手段の割合と比較してみても下がつてきている、そしてまた、消費者物価に及ぼす影響も下がつてきていることで、コミュニケーション全体の中における郵便の地位が低くなつてきているということが一つございします。

それからもう一つは、郵政事業、郵便事業は国民の皆様に御信頼をいただける仕事をやるために財政的な基盤を確立する必要がある。ところが、現在赤字が相当の額になつてきている。その赤字の解消のためにはいろいろな手だてを講ずるのだけれども、やはり郵便料金の改正もお願いしなければならぬ。そのときに適時適切な改正の方法によつてやるのが国民への大幅な値上げと、もちろん国会に出すことが大幅な値上げということには必ずしも言えないかもしれませんが、適時適切にやる方法が小幅なかつたことであるのが一般的には期待できるのじゃないかとあれこれの事情の変化、それから今日の郵政事業の抱えておる課題を立法政策として見た場合に、かつて具体的に法律で定めた仕組みになつていたからといって今後

そのとおりいつまでもしなくちやならないのかという議論の中で、先ほど来御説明しておりますいろいろな条件をつけたかつたことであれば、財政法との関係からいっても問題は無いのではないかと立場で御提案をさせていただいた次第でございます。

○村上(弘)委員 先ほどから聞きもしないことばかり答えておる。なぜ変えたのかということば聞いておらないのです。なぜ今日守つておるのかということば繰り返して聞いているのです。そして、独占体であるということや国民に対しては選択の自由がないのかということ、その決める料金は国民生活にも大きな影響があるのだということ、これはあなたもいまだつき認めておつたことですね。そのことに今日変わりがあのか。それについての変わりはないので、あなたは独占体でなくなつたということも言つていないのだ。そうでしょう。

それから、それが国民生活に及ぼす影響についても変化はないのです。あなたは郵便事業の地位が低下しておるということをいま挙げたのです。これは重大なことですね。あなたはそれを認めるのですか。それから、それをそういうふうな扱おうというわけですか。それが法定制緩和の前提になつてきているのですか。これは大いに究明しなくちやならぬことだと思ひます。

あなたがいまさつき家計に占める郵便料金の比率がそう高くなつてきたのだということば言つていますが、それも違います。これは昭和四十六年、三種、四種を自由化して、当時井出郵政大臣が一種、二種は法定制を守るんだ、なぜならば独占体であるからと言つて、そのときは大いに強調してました。あのときの家計消費に対する郵便関係の支出は千二百五十一円、家計全体に占める比率が〇・一二％ですね。これが、昭和五十四年度に引いてみますと、三千百八十九円で同じように家計全体に占める比率が〇・一二％ですね。ちつとも変わらぬです。ですから、あなたの言うことには全く論拠がないんだ。独占体であ

ることに変わりはないし、国民生活に与えておる実質生活上及び経済上の影響も同じなんです。なぜ変えるのか。いま言ったことでは赤字だけです。赤字ができておるから法定制緩和をするんです。これだけが理由のようですね。そう聞いているんですか。

○魚津政府委員 私、コミュニケーションといいますか通信手段、メディアの多様化の中の郵便の位置づけというふうなものから、もつと端的に申しますと、電信電話が次第に、従来手紙でやられたことが電話の利用によって進むという傾向はお互いに異論はないと思うわけでございます。そういったことで、たとえば郵便料と電信電話料の家計支出に占める割合というふうなものを比較してみますと、昭和四十年には郵便料は電信電話料の約三三%であつたわけでございます。ところが四十五年には約一五%になつてしまひました。そして五十四年には電信電話料の約七%になつたというふうな数字からうかがえるように、コミュニケーションの手段としての郵便、その手段としての、電報というところはございせんが電話というふうな角度からの見方、そういうことも当然時代とともにやってみるべきじゃないかということをおもひながら、私たちがやっておりますが、そういう観点でその数字の変化というものをいま申し上げさせていただきます。次第でございします。

なお、私も郵便を扱う者といつたしまして、何か郵便の地位といふますか郵便の社会的使命といふものが低下するやうな言い方は私、一番心苦しいわけでございします。私が申し上げてゐるのは決してそういう意味でなくて、郵便の特性として今後とも維持される、そして郵便が発展するといふことを将来的な展望として持つておることも私は一言つけ加えさせていただきますと思ひます。

○村上(弘)委員 後で言われたことは当然なことだと思ひます。地位が低下するんだからなどということはとんでもないことですね。しかし、どうもそういう気持ちがあるということもほのめいたわけですね。

それから、通信手段全体の中での郵便の比重が、他の部分がふえたから比較的比率として下がつてゐるというふうなことは余り論議にならぬです。それは電話が発達したということであつて、郵便が下がつたのではないのです。物の量だつて前よりもふえてゐるし、家計に占める比率だつて変わつちやない。ですから、何か郵便の比率が下がることを法定制緩和の理屈づけにするなどということは、そんなことは通らぬですよ。とんでもないことですよ。

ただ、あなたの言われた中で一つだけそうかなと思ふのは赤字だからということ。赤字だつたら国会で審議して決めるでないんですか、どうなんですか。

○魚津政府委員 赤字という理由で、たとえば御提案しております、国会の審議から、郵政審議会の議を経て郵政大臣が決めるという方式は、そのことだけで許されることではないと思ひます。

○村上(弘)委員 私が先ほど言つたことについて、あなた、否定できないのです。結局残つた主要な理由は、赤字が累積しておる、適時適切に何とかしたいということでしょう。それで国会にかけておつたら手間がかかる、だから手間がかからぬようにしたい、そういうことじゃないのですか。(そのとおりだ)と呼ぶ者あり

○魚津政府委員 赤字という理由でそのやうな立法政策といふことを私たちは考えてゐないわけにございまして、先ほど来申し上げておりますやうに、国による独占の程度それからその郵便の持つコミュニケーションの全体での実質的なウェイト、そういったものとか、当該事業が提供する給付を利用することの国民生活上の必要の限度、こういったものを総合的に考へて御提案を申し上げてゐる次第でございします。

○村上(弘)委員 相対的な関係といふのはそれこそ相対的なものであつて、独占事業であつて他に競争手段がなく、選択の自由がなく国民生活に与える料金の影響は大きいのだ、国民にかつて何がチェックするの、それは国会の審議

なんだ、こういうことになつておるのでしよう。そのことをあなたもいまの答弁の中で認めてきたはずだ。そうすると、それを外す理由とは一体何かといふことになれば、同僚議員がそのとおりですと言つておられますが、それはもつと手取り早く値上げができるようにしたい、国会の審議にかけておつたら間に合はぬ、こういうことじゃないのですか。しかし、それにかゝるチェック手段もあるといふこともいまままで言つておられますが、どんな手段があるのですか。

○魚津政府委員 赤字、そのことだけの理由で今度御提案してゐるものではないことは先ほど来答弁をさせていただいておるわけでございします。それで、今度御提案申し上げてゐる仕組の中におけるチェック機能といふ意味では、抽象的に申しますと厳しい条件がついてゐる、チェック機能を果たすわけでございまして、一つは累積欠損金の存する期間に限りつてということ、それから単年度に赤字が出るということ、そして上げ幅として、これは政令等で具体的に定めることになつてゐるわけでございします。物価等変動率という客観的な合理的な数値の範囲内ということとを条件として設けた上に、郵政審議会の議を経てその料金の決定の仕組みあるいは決定のプロセスというものが、厳しいチェック機能の役割を果たすといふやうに理解をしてゐるわけでございします。

○村上(弘)委員 先日の十六日に郵政大臣がこゝで答弁したときには、その機能がいままでの国会で審議をして決めるということとはほぼ同等であるといふことを言われたのですが、これはほぼ同等ですか。

○山内国務大臣 先ほどいろいろ御意見ございしましたけれども、いまのは最後に答へますが、従来一種、二種の料金は法律で歴史的にも決められてゐるわけですね。今度御提案したのは、この基本は残つてゐるわけなんです。こういう特例を当分の間お認めをいただきたい、こういうことでございします。特例の制限をこゝういふもので特例を

お認めいただきたい、こういう提案になるわけなんです。だから、原則論を全部外してやるという意思は全くないというのが第一点ですね。

それから、いろいろこゝういふ御審議をいただいておりますと、問題になる点は、収支の決算がどうなるかといふ問題とか毎年の決算はどういう状況であるかとか、あるいは値上げの幅につきましては今度はどういふ考え方、値上げの幅を決めてゐるのかとか、こゝういふ重要な事項は全部制限事項として入れて御提案いたしておりますので、私は全く同じとは言ひません、いろいろこゝで御審議いただくのと全く同じとは言ひませんけれども、大体いろいろ御議論の出るやうな点はこの提案の趣旨の中へ入つておられますから、おおむねこの言葉を使わせていただいたわけにございします。

○村上(弘)委員 いまの大臣の答弁では、独占事業であるといふことやそれが排他的で選択の自由がないといふやうなこと、その精神、そこから出たおの国民生活への諸影響、このことについてはその原則は変わつてないのだ、当分の間なんだ、その原則は復活するし、これから潜在にしているといふこと、このやうですが、なぜ当分の間はそうするの、このやうなことで、それからチェック機能について、全く同じではないがまあしかし厳重にやつてゐますといふ話ですね。物価変動率の枠内だとかあるいは単年度で赤字が出た場合だとかあるいは郵政審議会にかけるとか、こゝういふことはいままでだつてそう変わつちやないと思ひます。何も新しく強化される部分でもないと思ひます。いままで値上げするときだつてこの程度のことであつたのです。ですからこゝう強化されたかといふことが依然としてわからない。

それから、全く同じでないといふ場合、どこが同じでないのか。

○山内国務大臣 最初ちよつと簡単に申し上げましたけれども、郵政審議会とか公共企業体の基本問題会議、こゝういふことであるといふと料金の決定について御提案があるわけですね。大体内容を御

審議するの、それは国会の審議

存じだと思ひますけれども「郵便事業の健全な経営を図るためには、役務の提供に必要とされる費用が料金によって適時適切に確保されなければならない。」赤字が出そうになった、あるいは赤字が出たときには適切にカバーできるようにしなければいけない、それが第一点でございます。それから「郵便物の料金を法律で定める現行の料金決定方法の下では、弾力的な料金改定が困難であり、一時にかつ大幅な改定となることを避けられな

ておるのですが、こうなるのは、やはり郵便事業の財政なりあるいは事業全体に対する計画といひますか、こういうものがきわめてずさんだからそうなる。今後の再建計画なら再建計画をはっきり持つて、そしてこうすれば必ずこうなるといううなことに、皆さんが出して、それをここで審議をする。いまこそそれが必要なきじやないか。そういうような問題が起これば起これるほど国会での審議というものが重要になるのじやないですか。どうでしょう。

観念に立つた責任の持てる財政計画なり再建計画なり立てるべきだと思ふのです。そういうことをやるのが一番厳しい姿勢なのですよ。郵政事業が始まって百年來のいわば郵政人としてのバックボーンであつたはずの郵政事業の一番の特徴というものを、その性格というものをみずから振り崩すようなことをやつてゐる。皆さんは確信を持つた答弁が一つもできないと思ふ。こんなことをやることは許せぬと私は思ふのです。以上のことを意見として述べておきたいと思ふのです。

だけの問題じやないのです。各地でそういう問題が出てゐるのです。たとえば、私は今日の二十日にそこの方から聞いたのですが、寝屋川の郵便局ですね、ここではもう苦情電話が鳴りつ放した、電話をおろしたらもうすぐリリンと鳴るといふような状態だといふのです。大体二日ぐらいはおくれるのが平常化してゐる。ですから、火曜日か水曜日に何かの催し物をやりたいといふことを出して、その前の週の土曜日か日曜日に着くことを期待して出しても大体月曜日に着く。そうするともう催し物自身が成り立たないわけですね。集會がぱアになる、郵便料金もぱアになるわけですが、なぜかうふふなことがたくさん起つておるのですか。

○村上(弘)委員　ですから郵政審議会の答申が適時適切で、全く同じでないといふ一番の違いは、国会で審議して決めるというのを外すといふことだといふことですね。しかも、いままでのやりとりの中で非常に明白になつてきたのは、累積赤字がそういう問題になつてきておる最大の理由だといふことになると思ふのです。そういう点では、潜在的にそれがあるといつても、そういう問題が現に生まれてきておるならば、そういうことをこそ国会で審議して決めるべきであらうと思ふのです。先ほど藤原議員の要望で資料も出されましたけれども、きわめてずさんで、科学的でもないし、もちろん一部分の問題でありますといふことで出されてゐるわけですが、全く審議にたえないようなものだと思うのです。こういう非常に根拠があいまいで、しかも「当分の間」といふ間がどういふふうに対処されるのかといふことについてもきわめてあいまいなこととしたような状態で、しかも最も重要な郵便法成立以来のいわば一番の生命ともいふべき法定制、国会で審議をして決めていくということが当分の間外される、自由になる。これも十年たつたらもとへ戻るかどうかからぬです。さきの資料から言へば何の保証もないです。こういうような状態になつ

○魚津政府委員　いま先生のおっしゃつた観点から申し上げまして、この法案といわば一緒に付議をするといふような計画は持ち合わせてないことは事実でございます。ただ、私どもといたしまして、収入をより大きく確保する、そして支出をできるだけ抑制するといふ姿勢は何回となくここで披露をさせていただきまして、それは単なる言葉だけでなくて具体的な裏打ちのある施策もここで御披露させていただいてゐるわけでございます。そして、そういうことと、それから、私どもといたしまして、法定緩和といふその中でむしろいままで以上の厳しい経営の姿勢といふものが問われてゐるといふ気持ちで今後さらに引き締めてまいりたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○村上(弘)委員　これは住吉区の福島さんという社会保険労務士の方がNHKに投書をしたのですね。遅配、誤配で迷惑をこうむつてゐるといふような問題です。それに対して近畿郵政局の郵務部長上平という人が、当時の役職ですが、テレビで、遅配は申しわけない、郵便局の移転といふ問題もあつたが、それとは直接関係はない、業務がうまくいってゐないのは業務の管理の仕方に問題がある、要員は現在の人員で対応できる、局舎のスペースは現在のもので間に合う、こういううなことを言つておるのですが、しかし、こういう苦情といふものが社会問題になり、そしてテレビで取り上げられるといふところになつてゐるわけですね。しかもこれは決して住之江の郵便局

ます遅配に対する利用者からの照会とか苦情のことでございますが、日に三ないし五件程度寄せられてゐるといふふうになります。承知をしております。それじやなぜかうふふな苦情の出るような業務運行になつてゐるのだといふ原因についての理解でございますが、私どもといたしまして、局舎、集配施設、要員等の面は必要な水準を満たしてゐると認められ、この面に業務運行の乱れの原因があるとは考へておりません。申し上げるまでもないことでございますが、郵便の仕事は人手が非常にかかる仕事でございます。まさに集配部門になりますととりわけ人で動いてゐるといふような性格のもので、業務が正常に運行するかどうかはそれぞれの職場で職員が気持ちよく積極的に働いてゐるかどうかがいふことがポイントになつてゐるといふふうな考へる次第でございます。

人間関係がうまくいかなくとも具体的なトラブルが発生する場合もございますし、総体的な士気の沈滞としてあらわれる場合もありませんが、いずれも職場の機能の低下を来し、業務運行の悪化をもたすことになりま。住之江局の業務運行の乱れも職員相互間の人間関係がうまくいって

○魚津政府委員　私はそれは直接は見ませんでしたが、そういう問題が放送されたといふことは承知いたしております。

○村上(弘)委員　これは住吉区の福島さんという社会保険労務士の方がNHKに投書をしたのですね。遅配、誤配で迷惑をこうむつてゐるといふような問題です。それに対して近畿郵政局の郵務部長上平という人が、当時の役職ですが、テレビで、遅配は申しわけない、郵便局の移転といふ問題もあつたが、それとは直接関係はない、業務がうまくいってゐないのは業務の管理の仕方に問題がある、要員は現在の人員で対応できる、局舎のスペースは現在のもので間に合う、こういううなことを言つておるのですが、しかし、こ

○魚津政府委員　私ども住之江の局と寝屋川局の業務の運行の実態といふものをかういふふう

ないことが主因であると考えられます。したがって、業務運行の抜本的改善のためには人間関係の改善が基本であり、時日もかかり、むずかしいことではございますが、改善のためのじみちな努力を続けておるところでございます。今後とも、一日も早く業務の正常な運行が確保できるよう、私どももともども努力を続けてまいりたい、かように思ふ次第でございます。

○村上(弘)委員 人手が十分でないということもある、であればあるほど人の和ということは大変になる、言われるとおりだと思ふのです。その人の和がうまくいかないという状況の中に、全く仕事をしない職員がいる。それから、自分がしただけじゃない、ほかの職員もおちおち仕事ができないうような状態にする職員がいるのです。また、そういう状態を当局が公認しているのです。部落解放研究会という組織、いわゆる解放研というのがありますね。そのメンバーがそれなんです。私たちは、部落差別はもとより、どんな差別もあってはいかぬと思ふ。しかし実態はどうなっているか。これは後で述べますが、この解放研のあるところはいま言ったような状況があります。近畿郵政局管内で解放研のそういう組織があるのはどこでしよう。幾らぐらいいりますか。

○奥田政府委員 個別の局名についての資料をただいま持ち合わせておりませんが、近畿管内、主として大阪府、京都府、兵庫県におきまして四十の組織があるというふうに報告を受けております。

○村上(弘)委員 その中で、大阪で二十七、大阪の普通局の半分近くに解放研の組織があるわけですね。そして、東郵便局のある人なんかは、解放研の出張や勤務解除があるのの仕事が一向に楽にならぬということを言っています。この勤務解除というものが大変な状況で行われておるのです。これはどういふことかといふと、たとえば此花局では、解放研の仕事をするメンバーに勤務を解除しているのですが、九月中に時間数にして七十四時間、これは郵便課の人延べ十七名、集

配課の場合は百八時間、延べ四十六名です。ただでさえ人が少ないのですが、その中で、これは仕事しなくていいことになっているのです。これは大変なものだと思ふのです。

この勤務解除の実態の状況というものは、いまの此花区の場合のあるメンバーを見ますと、此花の郵便課の萩原治治という職員、これは解放研のメンバーですが、九月一日から十月十六日までの四十六日間にまるっきり仕事をしない日が七日間あります。ほほしい日が二日ある。平日だけというものが三日ある。こういう状況です。ほとんど仕事してないです。それから大阪中郵便の場合、福原という解放研の会長は、数日間仕事を外しています。住之江の解放研の会長も、毎日勤務を外れて、出勤簿はかため押しが代理押しで、この二年くらい仕事をしていない。ここでは、副会長や事務局の北村という人も、ここ一年くらい仕事をしていない。わずかな人数の中でこういう状況があるわけですね。こうした勤務解除というのは大阪でどのくらい行われておるのか。時間だとか延べ人員にしてどうなりますか。

○奥田政府委員 近畿郵政局管内あるいは大阪市内におけるすべての状況につきましては資料を持ち合わせておりません。先ほど先生が御引用になりました此花郵便局について申しますと、私どもの報告を受けております数字では、本年の一月から九月の間に延べ六十三名の人間が七十二時間の勤務解除を受けているという報告を受けております。そのほかにつきましては、二、三の郵便局についての報告をただいま持っているだけでございます。

(村上(弘)委員) それを言ってくさい。と(呼ぶ)ただいま承知しておりますところでは、寝屋川郵便局、同じく本年の一月―九月の間でございしますが、延べ八十四名の職員が百七時間、大阪中央郵便局におきましては延べ四百二十六名の職員が千七百三十九時間、そのほか、住之江郵便局におきまして延べ五百九十六名の職員が二千七百四十時間勤務の解除を受けている、かような報告を受けております。

○村上(弘)委員 これはもう大変なものです。大阪中郵便局二十六人、千七百三十九時間、まるまる休んだ日で勘定したら二百四十日です。住之江は五百九十六人、二千七百四十時間です。もう苦情電話が鳴りっぱなしになるのはあたりまえです。こういう状況があるのです。

いま三つ四つの局の状況だけですが、普通局の半分近くには解放研があるのです。ですから、全部についての調査をやつて、ここにその資料を出してもらいたいと思いますが、どうですか。

○奥田政府委員 かなり大きな調査になろうかと思ひますので、検討いたしました上、御報告を申し上げます。

○村上(弘)委員 いや、そうじゃないですよ、大きい小さいがじゃやないですよ。調査をするのかせぬのか、そして資料を出すか出さぬか、はっきり言つてください。

○奥田政府委員 現地に照会いたしました上、必要の御報告をいたしたいと思ひます。

○村上(弘)委員 大臣、こんなことで職務が厳正にやれると思ひますか、こんな状況について、あんな姿勢で。

私はその実態をちよつと述べてみたいと思ふのですが、大阪では、各局の新任の管理者は、初会見ということで、就任したら解放研のメンバーの前で質問を受けることになっている。この間大阪中郵便初会見をやつたのです。そして、あなたは竹本君事件を知っていますかと、こういう質問をされるのです。あるいは同和問題で職員から相談があったらどうするか、こう聞かれるのです。それで、よく知りませんと言つたら、もうこれは差別だ。それから、相談を受けるかと言われて自信がないと言つたら、これはまた差別なんです。糾弾会が始まる。この質問会というのが糾弾会の最初の関門なんです。大体やり方の共通しておるのはいふやうな方ですね。それからもう一つは、便所だとかいろいろなところに落書きが発見されるのです。不思議に、そして、その第一発見者が解放研のメンバーであることが多いということも

共通しているのです。そして、こういうことがあるのは不届きであるということで、研修会が始まり、糾弾会が始まるのです。そして、こういう例もありました。出勤簿に事務官と事務員という官名がついておる。これは差別であるということになるのです。そして、近畿郵政局が官名を外すようにという通達まで出しています。これは差別なんですかね。われわれは、やたらに学歴だとか官職だとかいうものでその職務以上にいろいろのことをやる必要はないと思ひますけれども、そういうことまでなつてきているのです。

そして、一たん差別だということになると、差別であるかどうかは解放研が決めるのですが、糾弾会が始まることになるわけですね。糾弾会はどんなことになるかという、これは何百人かやるんですよ。ことしの三月七日に住之江局は糾弾会をやつていますが、部落解放同盟住之江支部百人、連合解放研百三十人、全連五十一人、全郵政百一人、総計三百八十二名参加、しかも解放研自身の総括文書でも、解同ベースになった、こういうふうに総括しています。

昨年夏の寝屋川局で行われた糾弾会では解同府連、寝屋川支部、その他多数出席して、そこで糾弾される側の一人は、進行途中突然涙がらで投げつけられた。そして、投げつけておいた者が何と云っているかという、ええな、いまのはおまえの手がふるえて落ちたやな、確認するな、こういうことを言っているんですよ。その人は殺されるかと思つたというふうには聞いているわけですね。そして、この糾弾会は夜中の一時、二時までやる。帰るときには管理者が名刺を渡すのです。今度その名刺を持ってきた者にはタクシー代を払う。ポケットマネーでやることもあるそうなんです。末端職員は大変気の毒な状況です。こういう状況が起こっているのです。

大阪中郵便第四普通郵便課では、たとえば十月十七日の、さきの分でございますと、午前九時から十一時までの同和問題研修会のお知らせが当局によつて掲示板に張り出されるのです。そして日勤

者二十数名中十八名の氏名が出され、あなたは出さないというようなことになる。

ある職場の労働者はこのような状況を見て、こんなことを放置すれば本当に職場が荒廃しかねない、本当に暗い職場だ。郵政大臣はこの間中郵に行つて、なかなかようがなばつていてという話をしています、こういうことを聞きましたか。

○山内国務大臣 就任後、東京、大阪それから金沢の郵便局を視察をして、働いている職員の方の激励をしましりましたけれども、非常にまじめに働いておられまして、大いにこの状態を続けていたいただきたいというふうに感じてきたわけでございます。

○村上(弘)委員 そういうことですから、実態がわかつてないということになるんですね。ですから、調査は必ずやつてもらいたい。

この問題で非常に大事なことは、差別でないものまで差別者扱いをするというところに一番深刻な問題があるのです。悪いものは悪いように適切に直したいのです。

皆さんも御承知でしょうけれども、あの矢田事件というのがある。これは裁判にかかりまして去年の十月三十日に地裁で判決が出ています。これは差別でないものを差別として扱うことがどういうことになるかという問題についてもきわめて示唆のある判決文が出ていますので、ちよつと参考までに読んでみたいと思います。

同和問題の解決を進めるについては、さまざまな意見や理論的対立の存在することが考えられるが、特定の思想なり運動方針に固執する者が右のような差別文書

これは教員組合の役員選挙のために出したはがきの中の文字が差別であるということから事が始まっているのですが、

右のような差別文書の定義を採用するとき

これを差別文書だと言つたことはすね、容易に反対の意見を封ずる手段として利用され、同和教育の推進あるいは同和問題の解決に

対する自由な批判、討論が不活発となり、右問題に対する開かれた、自由な雰囲気になつて、ついに、一定の考えや思想が独善に落ち込み、反対の理論ないし思想の存在、更には、その考えや思想に同調する人々の存在をも許さないという結果に陥ることになる。

これが判決文なんです。そして、これは不当な差別であると訴えた人が裁判で勝利しているわけですが、当然のことだと思ふのです。

あなたは竹本事件知っていますかと、よく知らなかつたらそれが差別になつたり、こういう問題について相談を受けたらどうだ、まだ自信がないと言つたらそれも差別だということはない、これは余りにも行き過ぎじゃないのか。ですから末端の職制が一番苦境に陥つていっているのです。もちろん職場の中も大変です。こういう状態になつておるわけです。

かつて部落解放同盟が暴力を使って公然と不正な同和行政を押しつけようとしていた時期がありました。その頂点が八鹿高校事件で、私も当時予算委員会を取り上げたことがあります。こういうような問題は社会の批判を受け、また関係当局も努力して、この部落解放同盟の横暴なやり方、窓口一本化などについてはどんどん打破されて、いま窓口一本化が残つていっているのは全国で七県になつてきているのです。しかし、郵政省の郵便局などの現場にあるこういう事態というものはまだ潜在しているのです。大臣は、皆一生懸命やつておつた——こういう状況ですから、わかつちやいないのですよ。むしろ進行しているのです。

五年前に、この委員会で同僚の東中議員が大阪中郵の問題を取り上げたことがあるのです。その後、事態が変わつていないどころか、むしろ進行していつていっているのです。

こういう状態があるわけですが、なぜ大阪がそうなのか。大阪だけが郵政関係の現場が特別に差別体質が強いからこうなるのですか、大臣。

○山内国務大臣 私、まだ実態がよくわかりませんが、いろいろとお話ございましたので、ひと

つ調査をさせていたきたいと考えております。

○村上(弘)委員 それはぜひやつてほしいと思ふいますね。

そして、もう一つ私申し上げたいのは、人の問題だけじゃなしに国民の財産が浪費されているという問題です。赤字赤字ということが盛んに言われるわけですが、私、びっくりしますね。さつき大阪の住之江局では、郵政省の報告によりまして、事務室、掲示板、机、いす、戸だな、膳写版、これを解放研の事務所に提供するということがなつておるわけです。なつておるのですが、実際には、ここに解放研の内部文書もあるのですけれども、これちよつと大臣、見てください。

これはことしの二月二十七日付の「二・二五第二回局交渉報告」です。新しい局舎への移行に伴う解放研の要求と当局の回答が書いてある。左側に事務所関係備品要求、二ページ目に解放研の要求として「机六コ、イス付 図書保管箱、対の物(上下)二コ、ガラス箱二コ、ロッカー二コ 書類整理箱(十二コ入)二コ 輪転機(台付) ソ

フアー機付 カベ時計 本立(回転式)三コ ロッケー(大) スタンド二コ」などと書いてある。そして右側に当局の回答が上から下まで全部「O・K」になつていっているのですよ。おまけに「ソフアー機付」の当局の回答には「集配用の黒いソフアー 新品」などと説明書きがしてある。このように郵政省の報告よりもさらにエスカレートしている。大阪府下二十八の解放研のすべてでこのようなことが行われておるのです。これらの費用は当然郵便の利用者である国民が全部負担しているわけですね。

大臣はこの間の当委員会での同僚議員への答弁で、値上げをしていてあんなことをしているなどと言われていることが絶対になんにもしていない、こつと言つていられるわけですが、いま値上げもやり、しかも国会で審議して決めるというバックボーンまで取つてしまおうということまでやろうとしておるときに、一方でこういうことがあるのです。これは国民の信頼につながるものでしょうか。私は、

これは余りにもひどいのかと思ひます。が、大臣の所信との関係からいって、どう思われますか。

○山内国務大臣 いろいろとお話ございましたので、交渉報告ですが、これも見せていただきますので、よく調査をしたいと思ひます。

○村上(弘)委員 特にここで問題になるのは勤務解除ということですね。何を根拠にやっておるのか、これはきわめてあいまいなものでしょうか。まあそれなりに、言えば理屈を言うのでしようが、これは本心にひいて。ですから、実態を調べると同時に、この勤務解除というものについて、これは何の実際の基準もない、それは労働組合の幹部だつてちゃんと協約を結んでやつていっているわけでしょう。こういう事態に対して、勤務解除というものについて当然調査の上、見直しもやるべきじゃないか。私は、この問題はすぐ終わる問題じゃないと思ひます。また、大阪という一地域の問題と見てはいかぬと思ひます。郵政省の姿勢の問題にもなつてくると思ひます。しかも、私が本心に胸が痛いののは、第一線の職制が一番えらい目をしていっているのです。東郵便局ではかつて二人の自殺者があつたでしよう。ですから、人の問題を言い、赤字の問題を言うのであるならば、もつと

こういうことに対して真剣になるべきじゃないか。そういう点では、勤務解除の見直しのことも含めて真剣に当たるかどうかということも、もう一度大臣にお聞きしたいと思ひます。

○山内国務大臣 いろいろとお話ございましたので、よく調査をさせていたきたいと思ひます。

○村上(弘)委員 勤務解除の見直しもやりませんか。

○山内国務大臣 まず調査をさせていたきたいと思ひます。

○村上(弘)委員 調査の上、勤務解除の実態に対するそのやり方について、ぜひ見直しをしていただきたいと思ひます。

最後に、第三種の問題について少しお聞きしたいと思ひます。

今回の一種、二種の料金の値上げ、これは大変なものですが、それから、その法定制を緩和する、緩和という名の当面の自由化、これは復活するかどうかからぬのです。さきの試算を見ましても、この十年間に今回を含めたら四回上げることになっていきますから、まことにこれは大変な事態だと思ふのです。そういうことが、昭和四十六年度にすでに一足早く自由化された第三種郵便物の値上げに加速的役割を果たすということは明白だと思ふのです。ですから、この第三種郵便物に大きく依存している三種認可団体は非常に深刻な状態に置かれておるわけです。

私は、大阪で三種を認可されている団体など約八十団体に対してアンケートを行ってみました。また、七団体には私どもが直接会つていろいろ聞きました。一様に言つておることは、当然経費がふえる、そのために新聞だとか機関紙などの頒布活動が狭められるということが言われています。単に負担がふえる、しかし頒布が維持できるといふ状況じゃないのです。これは当然産業、文化、そういうものに非常に大きな影響を及ぼしてくるだろうと思ふわけです。障害者の組織である障害者（児）を守る全大阪連絡協議会、障連協と言つていますが、ここでは年間郵送料が今度の三種の値上げで二十万円になる。年間経費が全部で八十万円だそうですから、全経費の一割以上を三種の郵便料金にかけなければならぬ。それから、先ほど言いました聾啞者の方々の組織、大阪の聾啞者の協会、ここでは今度の三種の値上げによって毎月一万三千円の負担がふえる、こういう状況になるわけです。こういう第三種に大きく依存している団体の状態に対して当局はどう考えておるか、このままやるつもりかどうか、聞いておきたいと思ふいます。

○魚津政府委員 郵政省といたしましては、現在の第三種の郵便物の料金は安きに失しているという理解をまずしてゐるわけでございます。したがいまして、今度の料金改正の際に、三種の郵便物を利用される方々にも適正な負担をお願いしよう

という気持ちでゐるわけでございます。

○村上（弘）委員 採算の面から安きに失するといふことは言えるのかもしれませんが、利用する側から言つたら、先ほど言つたような状態です。ですから、私は今度の法改正、一種、二種の値上げの問題にしても、あるいは法定制緩和の問題にしても、またもしそれがそうなたとすればますます三種の値上げのテンポも早くなるであらうといふようなことから考えて、今度の改正案にはもう全部反対でありますけれども、第三種の値上げ幅などの問題については、ちよつと度が大きいのではないかと、この点について再検討するつもりはないかどうか、大臣の答弁を聞いて終わりたいと思ふいます。

○山内国務大臣 先般も第三種の値上げの問題について特に御質問がございまして、いろいろ影響があるという御意見もございまして、また陳情も三種だけがなくさん参つておりますので、郵政審議会に検討していただくときに、そういう意向は伝えてまいりたいと考えております。

○村上（弘）委員 終わります。

○佐藤委員長 村上弘君の質疑は終わりました。

次回は、明二十四日金曜日午前十時公聴会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十七分散会